

官報 号外

令和元年十一月二十九日

○第二百回参議院会議録第八号

令和元年十一月二十九日(金曜日)

午後二時四十一分開議

○議事日程 第八号

令和元年十一月二十九日

午前十時開議

第一 港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

第三 母子保健法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第四 情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、国家公務員等の任命に関する件
以下 議事日程のとおり

○議長(山東昭子君) これより会議を開きます。

この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、食品安全委員会委員、国家公安委員会委員、個人情報保護委員会委員長及び同委員、カジノ管理委員会委員長及び同委員、証券取引等

令和元年十一月二十九日 参議院会議録第八号

国家公務員等の任命に関する件

監視委員会委員長及び同委員、電気通信紛争処理委員会委員、電波監理審議会委員、日本放送協会経営委員会委員、中央更生保護審査会委員、運輸審議会委員、運輸安全委員会委員並びに公害健康被害補償不服審査会委員の任命について、本院の同意を求めてまいりました。

これより採決をいたします。

まず、食品安全委員会委員に山本茂貴さんを、国家公安委員会委員に橋本敬子さんを任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山東昭子君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山東昭子君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十九

賛成

二百十五

反対

十四

よって、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山東昭子君) 次に、個人情報保護委員会委員長に丹野美絵子さんを、同委員に大島周平さ

んを、証券取引等監視委員会委員に高田さゆりさん及び浜田康さんを、電気通信紛争処理委員会委員に田村幸一さん、荒川薫さん、小野武美さん、三尾美枝子さん及び小塚莊一郎さんを、中央更生保護審査会委員に伊藤富士江さんを、運輸安全委員会委員に丸井祐一さん、石田弘明さん、奥村文直さん、鈴木美緒さん及び新妻実保子さんを任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山東昭子君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山東昭子君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十九

賛成

二百二十九

反対

〇

よって、全会一致をもって同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山東昭子君) 次に、個人情報保護委員会委員に小川克彦さん及び加藤久和さんを任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山東昭子君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山東昭子君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十九

賛成 二百十五
反対 十四
よって、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山東昭子君) 次に、カジノ管理委員会委員長に北村道夫さんを、同委員に氏兼裕之さん、渡路さん、遠藤典子さん及び樋口建史さんを、日本放送協会経営委員会委員に長谷川三千子さんを任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山東昭子君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山東昭子君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十九

賛成

百五十四

反対

七十五

よって、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山東昭子君) 次に、証券取引等監視委員会委員長に長谷川充弘さんを、公害健康被害補償不服審査会委員に岡本美保子さんを任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山東昭子君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

令和元年十一月二十九日 参議院会議録第八号

国家公務員等の任命に関する件 港灣法の一部を改正する法律案 商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の一部を改正する法律案

二

○議長(山東昭子君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十九
賛成 二百二十九
反対 ○
よつて、全会一致をもつて同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山東昭子君) 次に、電波監理審議会委員に日比野隆司さんを、運輸審議会委員に牧満さん及び河野康子さんを任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山東昭子君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山東昭子君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十九
賛成 二百十七
反対 十二
よつて、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山東昭子君) 次に、日本放送協会経営委員会委員に磯山誠二さん及び水野節子さんを任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山東昭子君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山東昭子君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十九
賛成 二百五十一
反対 七十八
よつて、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山東昭子君) 日程第一 港灣法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長田名部匡代さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔田名部匡代君登壇、拍手〕

○田名部匡代君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、海洋再生可能エネルギー発電設備等の円滑な設置及び維持管理を図るため、国土交通大臣が指定した港灣の埠頭を構成する行政財産の貸付けに係る制度を創設するほか、国際基幹航路に就航する外資コンテナ貨物定期船の寄港回数の維持又は増加を図るため、国土交通大臣が国際戦略港灣の港灣運営会社に対し必要な情報の提供等を行うこととする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、鹿島港における洋上風力発電の導入に係る取組等を視察するとともに、洋上風力発電導入の意義及び課題、発電事業に係る港灣施設の貸付け及び貸付方法の在り方、国際基幹航路の維持又は拡大のための方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して武田良介理事より、れいわ新選組を代表して木村英子委員より、本法律案にそれぞれ反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。本法案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山東昭子君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(山東昭子君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十八
賛成 二百十四
反対 十四
よつて、本法案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山東昭子君) 日程第二 商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)を議題といたします。

まず、提出者の趣旨説明を求めます。農林水産委員長江島潔さん。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔江島潔君登壇、拍手〕

○江島潔君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会を代表して、その提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。本年七月、科学的根拠に基づいて水産資源を持続的に利用するための基本姿勢の下、三十一年ぶりに商業捕鯨が再開されました。

本法律案は、鯨類の持続的な利用を確保するため、捕鯨業が科学的知見、条約等に基づき適切に行われることを明確にするとともに、捕鯨業の円滑な実施に必要な措置を講じようとするものであります。

以下、本法律案の主な内容を御説明申し上げます。第一に、法律の題名を鯨類の持続的な利用の確保に関する法律と改めることとしております。

第二に、法律の基本的な概念である鯨類の持続的な利用について定義を設け、資源管理を伴うことを明らかにすることとしております。

第三に、捕鯨業に関し、科学的根拠に基づき算出した捕獲可能な範囲内での実施、条約等に基づく実施、円滑な実施の支援という基本原則を設けることとしております。

第四に、鯨類科学調査によつて得られた科学的知見等を国際機関へ提供するなど、国際協力の推進に努めることとしております。

以上が、この法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。なお、本法律案は、農林水産委員会において全会一致をもつて委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

何とぞ速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。本法案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山東昭子君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山東昭子君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十七

賛成

二百二十五

反対

二

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山東昭子君) 日程第三 母子保健法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長そのだ修光さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔そのだ修光君登壇、拍手〕

○そのだ修光君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、母性及び乳児の健康の保持及び増進を図るため、市町村が産後ケアセンター等において、産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等の産後ケア事業を行うことにより、出産後も安心して子育てができる支援体制を確保しようとするものであります。

委員会におきましては、提出者である衆議院厚生労働委員長盛山正仁君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原

案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山東昭子君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山東昭子君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十八

賛成

二百二十八

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山東昭子君) 日程第四 情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長磯崎哲史さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔磯崎哲史君登壇、拍手〕

○磯崎哲史君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、情報処理システムが戦略的に利用され、多様なデータが活用される高度な情報化社

会の実現を図る観点から、情報処理システムを良好な状態に維持するために必要なシステムの運用及び管理に関する指針の策定、その取組状況に関する認定制度の創設並びに当該認定を受けた者に対する支援を行うとともに、独立行政法人情報処理推進機構の業務の追加等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、企業のデジタル経営改革の推進に向けた認定制度創設の意義及びその運用の在り方、中小企業のデジタル化への更なる支援の必要性、高度IT人材の育成、確保に向けた取組、情報処理推進機構におけるアーキテクチャー設計の進め方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して岩淵委員より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対して附帯決議を行っております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山東昭子君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山東昭子君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十八
賛成 二百十六

反対

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山東昭子君) 本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 山東 昭子君
副議長 小川 敏夫君

音喜多 駿君	佐々木さやか君
河野 義博君	柳ヶ瀬裕文君
梅村みずほ君	安江 伸夫君
高橋 光男君	片山 大介君
高木かおり君	下野 六太君
塩田 博昭君	竹内 真二君
梅村 聡君	石井 苗子君
高瀬 弘美君	三浦 信祐君
里見 隆治君	熊野 正士君
伊藤 孝江君	浅田 均君
柴田 巧君	清水 貴之君
宮崎 勝君	杉 久武君
矢倉 克夫君	新妻 秀規君
若松 謙維君	東 徹君
室井 邦彦君	石井 章君
竹谷とし子君	平木 大作君
秋野 公造君	横山 信一君
山本 博司君	片山虎之助君
鈴木 宗男君	松沢 成文君
浜田 昌良君	山本 香苗君
石川 博崇君	谷合 正明君
西田 実仁君	山口那津男君

宮島 喜文君	藤木 眞也君
進藤金日子君	和田 政宗君
自見はなこ君	徳茂 雅之君
中西 哲君	元榮太一郎君
山田 太郎君	高橋はるみ君
松川 るい君	こやり隆史君
小川 克巳君	朝日健太郎君
佐藤 啓君	古賀友一郎君
上月 良祐君	酒井 庸行君
島村 大君	高野光二郎君
高橋 克法君	滝沢 求君
馬場 成志君	太田 房江君
北村 経夫君	大野 泰正君
石田 昌宏君	石井 正弘君
中西 健治君	赤池 誠章君
大家 敏志君	上野 通子君
青木 一彦君	長谷川 岳君
藤川 政人君	藤井 基之君
二之湯 智君	石井 準一君
松村 祥史君	橋本 聖子君
衛藤 晟一君	山本 順三君
水落 敏栄君	岡田 直樹君
野村 哲郎君	中川 雅治君
松山 政司君	野上浩太郎君
世耕 弘成君	今井絵理子君
宮本 周司君	宮崎 雅夫君
清水 真人君	本田 顕子君
三浦 靖君	岩本 剛人君
加田 裕之君	上田 清司君
平山佐知子君	青山 繁晴君
足立 敏之君	山田 宏君
そのだ修光君	阿達 雅志君
吉川ゆうみ君	滝波 宏文君
柘植 芳文君	堂故 茂君
豊田 俊郎君	長峯 誠君
堀井 巖君	舞立 昇治君
江島 潔君	渡辺 猛之君

中西 祐介君	三原じゅん子君
高階恵美子君	宇都 隆史君
岩井 茂樹君	磯崎 仁彦君
末松 信介君	西田 昌司君
牧野たかお君	猪口 邦子君
片山さつき君	松下 新平君
福岡 資麿君	藤末 健三君
岡田 広君	宮沢 洋一君
山谷えり子君	有村 治子君
鶴保 庸介君	武見 敬三君
林 芳正君	嘉田由紀子君
浜田 聡君	小沼 巧君
塩村あやか君	安達 澄君
渡辺 喜美君	石川 大我君
田村 まみ君	山田 修路君
山下 雄平君	岸 真紀子君
石垣のりこ君	熊谷 裕人君
三木 亨君	三宅 伸吾君
森屋 宏君	矢田わか子君
宮沢 由佳君	浜口 誠君
木戸口英司君	古賀 之土君
石井 浩郎君	山田 俊男君
古川 俊治君	小西 洋之君
徳永 エリ君	石橋 通宏君
難波 奨二君	斎藤 嘉隆君
丸川 珠代君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	吉川 沙織君
牧山ひろえ君	川田 龍平君
水岡 俊一君	芝 博一君
尾辻 秀久君	福島みずほ君
郡司 彰君	鉢呂 吉雄君
蓮 舫君	福山 哲郎君
長浜 博行君	田島麻衣子君
須藤 元気君	伊藤 岳君
横沢 高德君	森屋 隆君
小沢 雅仁君	武田 良介君
勝部 賢志君	芳賀 道也君

伊藤 孝恵君	岩渕 友君
吉良よし子君	木村 英子君
杉尾 秀哉君	磯崎 哲史君
浜野 喜史君	吉田 忠智君
真山 勇一君	倉林 明子君
紙 智子君	船後 靖彦君
川合 孝典君	森本 真治君
江崎 孝君	有田 芳生君
田名部匡代君	大門実紀史君
山添 拓君	舟山 康江君
白 眞勲君	那谷屋正義君
青木 愛君	森 ゆうこ君
足立 信也君	井上 哲士君
田村 智子君	大塚 耕平君
榛葉賀津也君	小林 正夫君
羽田雄一郎君	増子 輝彦君
柳田 稔君	櫻井 充君
山下 芳生君	小池 晃君
厚生労働大臣	加藤 勝信君
農林水産大臣	江藤 拓君
経済産業大臣	梶山 弘志君
国土交通大臣	赤羽 一嘉君
副大臣	
内閣府副大臣	大塚 拓君
内閣府副大臣	平 将明君
内閣府副大臣	宮下 一郎君
総務副大臣	寺田 稔君
法務副大臣	義家 弘引君
環境副大臣	佐藤ゆかり君
議員派遣中の議員	
小野田紀美君	羽生田 俊君
野田 国義君	

議長の報告事項	一昨二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員	
世耕 弘成君	補欠 末松 信介君
柘植 芳文君	二之湯 智君
羽生田 俊君	小野田紀美君
山谷えり子君	中曽根弘文君
岸 真紀子君	野田 国義君
塩村あやか君	打越さく良君
総務委員	
岩本 剛人君	補欠 三浦 靖君
二之湯 智君	柘植 芳文君
福岡 資麿君	徳茂 雅之君
山田 太郎君	滝波 宏文君
打越さく良君	吉田 忠智君
法務委員	
徳茂 雅之君	補欠 福岡 資麿君
三浦 靖君	山田 太郎君
上野 通子君	補欠 松川 るい君
中曽根弘文君	山谷えり子君
財政金融委員	
長峯 誠君	補欠 世耕 弘成君
宮島 喜文君	羽生田 俊君
谷合 正明君	杉 久武君
文教科学委員	
松川 るい君	補欠 上野 通子君
宮崎 雅夫君	長峯 誠君
厚生労働委員	
滝波 宏文君	補欠 宮島 喜文君

農林水産委員

辞任

補欠

古賀友一郎君 宮崎 雅夫君
吉田 忠智君 塩村あやか君
杉 久武君 谷合 正明君

経済産業委員

辞任

補欠

橋本 聖子君 三木 亨君

国土交通委員

辞任

補欠

小野田紀美君 岩本 剛人君
末松 信介君 古賀友一郎君
野田 国義君 岸 真紀子君

環境委員

辞任

補欠

三木 亨君 橋本 聖子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方創生及び消費者問題に関する特別委員

辞任

補欠

羽田雄一郎君 矢田わか子君
森屋 隆君 小沢 雅仁君

東日本大震災復興特別委員

辞任

補欠

上月 良祐君 高橋 克法君
中西 哲君 山田 修路君
山田 太郎君 山下 雄平君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

議院運営委員会

理事 田村 智子君 (田村智子君の補欠)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を法務委員会に付託した。

会社法の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)
会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第一一号)

令和元年十一月二十九日 参議院会議録第八号

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

行政書士法の一部を改正する法律案
地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

肥料取締法の一部を改正する法律案
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

饗宴の儀での国会議員による不適切な行動の報道に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第七二二号)

林業の担い手育成に関する質問主意書(宮沢由佳君提出)(第七三三号)

桜を見る会にいわゆる反社会的勢力の人物が招待され出席していたことに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第七四四号)

桜を見る会における安倍昭恵氏の関与に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第七五五号)

桜を見る会の安倍事務所による推薦における安倍総理の関与等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第七六六号)

桜を見る会への安倍事務所の推薦行為及び安倍総理による招待等が公職選挙法の事後買収罪に該当することに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第七七七号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

国務大臣のやじに関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第六七七号)

羽田空港の新飛行ルートに関する質問主意書(山添拓君提出)(第六八八号)

衛星放送の受信設備のない世帯に対して契約書を書き換えて衛星契約を結ばせているNHK訪問員に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第六九号)

議長の報告事項

愛媛県南予地区を低空飛行する物体に関する質問主意書(ながえ孝子君提出)(第七〇号)

同日内閣から次の報告書を受領した。
第百九十八回国会参議院において採択された請願の処理経過

同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員岡田直樹君、同松村祥史君、同小西洋之君、同小川敏夫君及び同予備員中西祐介君、同片山大介君の辞任を許可し、また、同裁判員及び同予備員を次のとおり選挙し、予備員の職務を行う順序を頭書のように決定した旨本院事務総長から裁判官弾劾裁判所裁判長及び衆議院事務総長に通知した。

裁判官弾劾裁判所裁判員
有村 治子君
野上浩太郎君
古賀 之士君
鉢呂 吉雄君
矢倉 克夫君
片山 大介君

同 予備員

第二順位 磯崎 仁彦君
第三順位 森本 真治君
第四順位 伊藤 孝江君

同日本院は、裁判官弾劾委員岡田広君、同真山勇一君及び同予備員石井浩郎君の辞任を許可し、また、同委員及び同予備員を次のとおり選挙し、予備員の職務を行う順序を頭書のように決定し、第三順位の予備員である宮崎勝君の職務を行う順序を第四順位とした旨本院事務総長から裁判官弾劾委員会委員長及び衆議院事務総長に通知した。

裁判官弾劾委員

石井 準一君
片山さつき君
佐藤 正久君
古川 俊治君
浜野 喜史君
水岡 俊一君
里見 隆治君

同 予備員

第一順位 高階恵美子君
第三順位 伊藤 孝恵君
同日本院は、皇室会議予備議員に次の者を互選し、その職務を行う順序を頭書のように決定した旨内閣に通知した。

第一順位 参議院議員 関口 昌一君
第二順位 同 芝 博一君
同日本院は、皇室経済会議予備議員に次の者を互選し、その職務を行う順序を頭書のように決定した旨内閣に通知した。

第一順位 参議院議員 世耕 弘成君
第二順位 同 那谷屋正義君
同日本院は、検察官適格審査会委員及び同予備委員を次のとおり選出した旨内閣に通知した。

検察官適格審査会委員
参議院議員 西田 昌司君
同 吉川 沙織君

同 予備委員
(西田昌司君の予備委員)
(吉川沙織君の予備委員) 同 浜口 誠君

同日本院は、日本ユネスコ国内委員会委員に次の者を指名した旨内閣に通知した。

参議院議員 斎藤 嘉隆君
同日本院は、国土審議会委員に次の者を指名した旨内閣に通知した。

参議院議員 末松 信介君
同 松山 政司君
同 野田 国義君
同 山本 香苗君

同日本院は、国土開発幹線自動車道建設会議委員に次の者を指名した旨内閣に通知した。
参議院議員 岡田 広君
同 武見 敬三君
同 郡司 彰君

令和元年十一月二十九日 参議院会議録第八号

議長の報告事項 港湾法の一部を改正する法律案

同日議長は、国土審議会特別委員に次のとおり本院議員を推薦する旨内閣に通知した。

(北海道開発分科会)

岩本 剛人君

高橋はるみ君

鈴木 宗男君

(豪雪地帯対策分科会)

石井 浩郎君

山田 俊男君

武田 良介君

(離島振興対策分科会)

尾辻 秀久君

古賀友一郎君

山本 博司君

山添 拓君

同日議長は、地方制度調査会委員に次の本院議員を推薦する旨内閣に通知した。

二之湯 智君

江崎 孝君

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

行政書士法の一部を改正する法律

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律

肥料取締法の一部を改正する法律

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律

同日議長は、ジェラル・ラルシェ・フランス共和国上院議長より、ジャック・シラク同国元大統領の逝去に際し発送した弔意表明の書簡に対する礼状を接受した。

昨二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

二之湯 智君

野田 国義君

補欠

柘植 芳文君

岸 真紀子君

総務委員

辞任

柘植 芳文君

徳茂 雅之君

三浦 靖君

森屋 宏君

法務委員

辞任

福岡 資麿君

山田 太郎君

外交防衛委員

辞任

松川 るい君

山田 宏君

山谷えり子君

福山 哲郎君

財政金融委員

辞任

世耕 弘成君

勝部 賢志君

文教科学委員

辞任

長峯 誠君

石川 大我君

厚生労働委員

辞任

島村 大君

高階恵美子君

藤井 基之君

宮島 喜文君

農林水産委員

辞任

岩井 茂樹君

高野光二郎君

宮崎 雅夫君

塩村あやか君

補欠

二之湯 智君

高階恵美子君

宮島 喜文君

山田 宏君

補欠

岩井 茂樹君

宮崎 雅夫君

補欠

高野光二郎君

森屋 宏君

岩本 剛人君

石川 大我君

補欠

長峯 誠君

塩村あやか君

補欠

世耕 弘成君

福山 哲郎君

経済産業委員

辞任

三木 亨君

国土交通委員

辞任

朝日健太郎君

岩本 剛人君

古賀友一郎君

岸 真紀子君

環境委員

辞任

橋本 聖子君

三木 亨君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

辞任

打越さく良君

岸 真紀子君

地方創生及び消費者問題に関する特別委員

辞任

堀井 巖君

山田 修路君

矢田わか子君

松沢 成文君

木村 英子君

東日本大震災復興特別委員

辞任

高橋 克法君

山下 雄平君

山田 修路君

宮本 周司君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

令和元年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(災害対策特別委員長提出(衆第九号))

同日議長は、次の衆議院提出案を厚生労働委員会に付託した。

母子保健法の一部を改正する法律案(衆第八号)

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。

港湾法の一部を改正する法律案(閣法第一五号)

審査報告書

母子保健法の一部を改正する法律案(衆第八号)

審査報告書

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

ローマ教皇の核廃絶演説に対する政府の受け止めに関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第七八号)

現在のGSO MIAの状況に関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第七九号)

審査報告書

港湾法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

令和元年十一月二十八日

国土交通委員長 田名部匡代

参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、海洋再生可能エネルギー発電設備等の円滑な設置及び維持管理を図るため、国土交通大臣が指定した港湾の埠頭を構成する行政財産の貸付けに係る制度を創設するほか、国際基幹航路に就航する外資コンテナ貨物定期船の寄港回数の維持又は増加を図るため、国土交通大臣が国際戦略港湾の港湾運営会社に対し必要な情報の提供等を行うこととする等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 創設される海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾制度については、発電事業者による港湾施設の長期使用が想定されることから、旅客運送事業者、貨物運送事業者、漁業者といった先行利用者への影響が最小限となるよう運用に留意し、非常災害時に港湾施設の公共性にも配慮した運用がなされるよう努めること。

二 地震や台風など災害が頻発する我が国の特性、自然環境の変化に鑑み、洋上風力発電設備に係る設計施工、維持管理については、国民の生命及び財産並びに海洋の安全確保が適切に図られるよう、必要に応じ、適時適切の見直しを行うこと。また、海洋再生可能エネルギー発電事業者による洋上風力発電設備の設計施工においては、海洋環境の激変による海洋生物への影響を最小限にとどめるための適切な助言及び指導を行うこと。

三 海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾

における港湾施設の発電事業者への貸付けに当たっては、将来の洋上風力発電分野の健全な発展に資するとともに、電気料金への転嫁により消費者が不利益を被ることのないよう、適切な貸付料の設定を行うこと。

四 発電事業者の経営破綻や資金不足により、海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭において事業者が設置する施設や洋上の発電施設が放棄されることがないよう、保証金や積立制度の義務付けなど、撤去費用を確保するための効果的な対策の検討及びその具現化を図ること。

五 海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾が、洋上風力発電産業の拠点として、地域振興や雇用の創出などに貢献することが期待されることから、関連産業の集積、人材の育成など、洋上風力発電産業からの要請に対応できるよう、港湾管理者を始め、関係地方公共団体及び関係省庁との連携強化に努めること。

六 港湾の国際競争力の強化が我が国における産業活動及び国民生活を支える重要な課題であることに鑑み、国際戦略港湾に関する施策については、効率的かつ集中的に実施するとともに、AI等の最先端技術の活用等によるターミナル運営の生産性向上のための必要な措置を講ずること。

七 各地域の港湾が、物流コストやリードタイムの低減等を通じて、産業競争力の強化や雇用と所得の創出に重要な役割を担っていることに鑑み、国際戦略港湾以外の港湾についても、引き続きその機能強化及び活用促進に努めること。

八 国際戦略港湾の港湾運営会社への公務員の派遣等に当たっては、当該港湾運営会社からの要請を十分踏まえつつ、国際基幹航路の維持・拡大に資する適切な人材の派遣を行うこと。また、公務員の新たな天下りの手段との疑念を抱かれることのないよう、その運用に万全を期すこと。

九 こと。

国際基幹航路の維持・拡大を図るに当たっては、国際基幹航路に就航する外資コンテナ定期船の入港に係る負担軽減により、国際競争力を強化することが重要であることから、国際戦略港湾に入港した場合に係るとん税及び特別とん税について、地方財政に与える影響にも勘案しつつ、その負担軽減に向けた取組を推進すること。

右決議する。

港湾法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し、よって国会法第八十三条により送付する。

令和元年十一月十四日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山東 昭子 殿

港湾法の一部を改正する法律案

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「特定港湾運営会社」を「国際戦略港湾の港湾運営会社」に、「政府の出資等」を「特別の措置」に、「第四十三条の二十八」を「第四十三条の三十二」に改める。

第二条の三の次に次の一条を加える。
(海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の指定)

第二条の四 国土交通大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備(海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成三十年法律第八十九号)第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備をいう。)又は港湾区域に設置される再生可能エネルギー源(電気事業者による再生可能エネルギー

電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第八十八号)第二条第四項に規定する再生可能エネルギー源をいう。第三十七条の三第一項において同じ。)の利用に資する施設若しくは工作物(以下この項及び第五十五条の二第一項において「海洋再生可能エネルギー発電設備」という。)の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送の用に供され、又は供されることがとなる国土交通省令で定める規模その他の要件に該当する埠頭(以下「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭」という。)を有する港湾のうち、当該港湾の利用状況その他の国土交通省令で定める事情を勘案し、当該海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を中核として海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の円滑な実施の促進に資する当該港湾の効果的な利用の推進を図ることが我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上のために特に重要なものを、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾として指定することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾(以下単に「海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾」という。)について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾について指定を取り消すものとする。

4 第二項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

第三十七条の三第一項中「(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第八十八号)第二条第四項に規定する再生可能エネルギー源をいう。)」を削り、同条第四項中「二十年」を「三十年」に改める。

令和元年十一月二十九日 参議院会議録第八号

港湾法の一部を改正する法律案

八

第四十三条の七中「第五十五条の二を」第五十五条の二の二に改める。

第四十三条の十二第二項第二号中「掲げる事項」の下に「前条第六項の規定による指定を受けようとする者にあつては、二に掲げる事項を除く。」を加え、同号イ中「口及びハ」を「以下この号」に改め、同号二中「ハ」を「二」に改め、同号中二をホとし、ハの次に次のように加える。

二 埠頭群の運営の推進に関する事項のうち国際基幹航路(国際戦略港湾と本邦以外の地域の港との間の航路のうち、長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網を形成するものとして国土交通省令で定めるものをいう。第四十三条の三十一において同じ。)に就航する外貿コンテナ貨物定期船(本邦の港と本邦以外の地域の港との間に航路を定めて一定の日程表に従つて船舶を就航させ、主としてコンテナ貨物の運送を行う事業の用に供される船舶をいう。同条において同じ。)の寄港回数の維持又は増加を図るための取組として国土交通省令で定めるものの内容

第七章第三節の節名を次のように改める。

第三節 国際戦略港湾の港湾運営会社に対する特別の措置

第七章第三節中第四十三条の二十八の次に次の三条を加える。

(国派遣職員に係る特例)

第四十三条の二十九 国派遣職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条に規定する一般職に属する職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国際戦略港湾の港湾運営会社の職員(常時勤務に服することを要しない者を除き、埠頭群の運営の事業に関する業務に従事する者に限る。以下この項において同じ。)となるため退職し、引き続き当該港湾運営会社の職員となり、引き続き当該港湾運営会社の職員として在職している場合における当

該港湾運営会社の職員をいう。以下この条において同じ。)は、同法第八十二条第二項の規定の適用については、同項に規定する特別職国家公務員等とみなす。

2 国家公務員法第百六条の二第三項に規定する退職手当通算法人には、国際戦略港湾の港湾運営会社を含むものとする。

3 国派遣職員は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用については、同法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等とみなす。

4 国派遣職員は、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第七条の二及び第二十条第三項の規定の適用については、同法第七条の二第二項に規定する公庫等職員とみなす。

5 国際戦略港湾の港湾運営会社又は国派遣職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第百二十四条の二の規定の適用については、それぞれ同条第一項に規定する公庫等又は公庫等職員とみなす。

6 国派遣職員は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第十七条第一項の規定の適用については、同項第三号に規定する行政執行法人職員等とみなす。

7 国派遣職員は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成十八年法律第七十号)第四条(第五号に係る部分に限る。)及び第五条(同号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同法第二条第四項に規定する特別職国家公務員等とみなす。

(職員の派遣等についての配慮)

第四十三条の三十 前条に規定するもののほか、国は、国際戦略港湾の港湾運営会社が行う埠頭群の運営の事業の効率化及び高度化を図るため必要があると認めるときは、職員の派遣その他の

の適当と認める人的援助について必要な配慮を加えるよう努めるものとする。

(情報の提供等)

第四十三条の三十一 国土交通大臣は、国際基幹航路に就航する外貿コンテナ貨物定期船の寄港回数の維持又は増加に資するため、国際戦略港湾の港湾運営会社に対し、当該港湾運営会社の第四十三条の十二第二項第二号に規定する取組に係る業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第四十六条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「又は貸付」を「又は貸付け」に、「その物」を「その物」に、「且つ、その貸付」を「かつ、その貸付け」に、「場合は」を「場合は」に改め、同条第二項中「前項本文」を「前項」に、「又は同項但書」を「又は同項ただし書」に、「外」を「ほか」に、「供せられなくする」を「供されなくする」に改める。

第五十四条の三第十項中「貸付」を「貸付け」に、「貸付け」を「貸付け」に、「又は」を「又は」に改める。

第五十五条第六項中、「第四項又は前項」を「又は前二項」に改め、同条第八項及び第九項中「貸付」を「貸付け」に、「貸付け」を「貸付け」に、「又は」を「又は」に改める。

第五十五条の二の見出し中「立入」を「立入り」に改め、同条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「立入」を「規定による立入り」に改め、同条第四項中「証票」を「証明書」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条を第五十五条の二の二とする。

第五十五条の次に次の一条を加える。

第五十五条の二 国土交通大臣は、第五十四条第一項及び国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する同法第三条第二項に規定す

る行政財産である第五十二条に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設を第三十七条第一項又は海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第十条第一項の許可を受けた者(海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理をする者に限る。以下この条において「許可事業者」という。)に貸し付けることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による貸付けをしようとするときは、当該貸付けを受ける者及び当該貸付けに係る港湾施設の貸付けの期間について、あらかじめ、同項の海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の港湾管理者の同意を得なければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による貸付けをするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

4 海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の港湾管理者は、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する同法第二百三十八条第四項に規定する行政財産を許可事業者に貸し付けることができる。

5 第一項又は前項の規定による貸付けについては、民法第六百四条並びに借地借家法第三条、第四条、第十三条及び第十四条の規定は、適用しない。

6 国有財産法第二十一条及び第二十三条から第二十五条までの規定は第一項の規定による貸付けについて、地方自治法第二百三十八条の二第二項及び第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は第四項の規定による貸付けについて、それぞれ準用する。

7 第四項の規定により海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の港湾管理者が同項に規定する行政財産を許可事業者に貸し付ける場合における第四十六条第一項の規定の適用について

は、同項ただし書中「又は貸付けを受けた者」とあるのは、「貸付けを受けた者」と、「三年の期間内である場合」とあるのは三年の期間内である場合又は第五十五条の二第四項の規定により貸付けをする場合」とする。

8 前各項に定めるもののほか、海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭の貸付けに関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第五十五条の四第一項中「第五十五条の二第一項」を「第五十五条の二の二第一項」に改める。

第五十六条の三第一項中「平成三十年法律第八十九号」を削る。

附則第二十項の前の見出し及び同項から附則第三十項までを削る。

附則第三十一項中「第七章第三節」を「第四十三条の二十五から第四十三條の三十まで」に改め、「及び特例港湾運営会社に関する規定」を削り、同項後段を削り、同項を附則第二十項とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三十七条の三第四項の改正規定並びに次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(運営計画に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に港湾法第四十三条の十一第一項の規定による指定を受けた者(以下この条において「既存国際戦略港湾運営会社」という。)は、この法律の施行前に、当該指定に係るこの法律による改正前の港湾法第四十三条の十二第一項第二号に規定する運営計画(変更があったときは、その変更後のもの。第三項において「旧運営計画」という。)にこの法律による改正後の港湾法(第三項及び附則第五条において「新法」という。)第四十三条の十二第一項第二号二に掲げる事項を記載する変更をし、港湾法第四十三条の十三の規定の例により、国土交通大

臣の認可を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、港湾法第四十三条の二十五の規定により政府が既存国際戦略港湾運営会社に対し出資している場合において、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

3 第一項の認可を受けた旧運営計画は、この法律の施行の時にいて港湾法第四十三条の十三第一項の認可を受けた新法第四十三条の十二第一項第二号に規定する運営計画とみなす。

4 既存国際戦略港湾運営会社についての港湾法第四十三条の十九第一項の規定の適用については、同項第二号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは、「この法律若しくは港湾法の一部を改正する法律(令和元年法律第 号)又はこれらの法律に基づく命令」とする。

5 第一項の規定に違反して、同項の認可を受けなかった場合には、その違反行為をした既存国際戦略港湾運営会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、五十万円以下の過料に処する。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項を削り、同条第二項中「第二条による改正後の法を「港湾法」に、「若しくは附則第二十項又は同条第六項」を「又は第六項」に改め、「又は特定埠頭群」を削り、「第五項」を「第三項」に、「又は第七項」を「又は第五項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「受けている」を「受けていた」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項中「受けている」を「受けていた」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項中「行われている」を「行われていた」に改め、同項を同条第六項とする。

(海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の一部改正)

第七条 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成三十年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「埠頭群」と、「の下に」同法第四十三条の二十九第一項中「事業」とあるのは「事業又は海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律第十一条第一項各号に掲げる事業」と、「同法」とあるのは「国家公務員法」と、同法第四十三条の三十中「高度化」とあるのは「高度化又は海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律第十一条第一項各号に掲げる事業の円滑化」とを加える。

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。
令和元年十一月二十八日
提出者
農林水産委員長 江島 潔
参議院議長 山東 昭子殿

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の一部を改正する法律
商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律(平成二十九年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

鯨類の持続的な利用の確保に関する法律
第一条中「商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査」を「鯨類の持続的な利用の確保に改め、「策定」の下に「鯨類科学調査」を、「整備」の下に「捕鯨業の適切かつ円滑な実施のための措置」を加え、「鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するために必要な事項等を定め、もって商業捕鯨の実施による」を「必要な事項を定め、もって」に改める。

第二条第二項中「これに必要な物資の輸送その他の鯨類科学調査と密接に関連して行われる行為」を「捕鯨業の操業に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「鯨類を適切な水準に維持しながら持続的に利用する」を「鯨類の持続的な利用」に改め、「であって、鯨類の捕獲その他の方法により行うもの」のうち、この法律の定めるところにより実施されるものを削り、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「捕鯨業」とは、鯨類を捕獲する漁業をいう。

第二条に第一項として次の一項を加える。
この法律において「鯨類の持続的な利用」とは、鯨類を適切な水準に維持するようにその保存及び管理を行いながら持続的に利用することをいう。

第三条を次のように改める。

(基本原則)

第三条 鯨類の持続的な利用の確保は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

一 鯨類科学調査が、次に掲げる事項を旨として実施されること。

イ 主として捕鯨業を鯨類の持続的な利用が確保されるように実施するために必要な科学的知見を得ることを目指して実施されること。

ロ 我が国が締結した条約その他の国際約束及び確立された国際法規に基づき、かつ、科学的知見を踏まえて実施されること。

ハ 必要な研究成果が得られるよう、調査の結果については十分な分析及び研究が行われるとともに、それにより得られた研究成果については、広く公表され、かつ、その提供等により鯨類の持続的な利用の確保に係る国際協力が推進されること。

ニ 必要に応じて国内外の鯨類に関する調査研究機関と連携を図りながら実施されること。

二 捕鯨業に関する施策が、次に掲げる事項を旨として講じられること。

イ 捕鯨業が、捕獲可能量(鯨類の持続的な利用のため、鯨類科学調査の結果その他の科学的根拠に基づき、捕獲の対象とする鯨類の種類ごとに一年間に捕獲することができ、頭数の最高限度として算出される頭数をいう。以下同じ。)の範囲内で実施されること。

ロ 捕鯨業が、我が国が締結した条約その他の国際約束及び確立された国際法規に基づき実施されること。

ハ 捕鯨業を取り巻く状況に鑑み、適切な支援により、捕鯨業が円滑に実施されるようにすること。

第四条中「鯨類科学調査についての」を「鯨類の持続的な利用の確保に関する」に、「以下を」を「次条第一項において」、「鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施する」を「鯨類の持続的な利用の確保の」に改める。

第五条第一項中「鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施する」を「鯨類の持続的な利用の確保の」に改める。

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の一部を改正する法律案
「に改め、同条第二項第八号中「鯨類科学調査の安定的かつ継続的な実施」を「鯨類の持続的な利用の確保」に改め、同条第十一号とし、同項第七号を削り、同項第六号中「鯨類科学調査により得られた科学的知見の国内外における普及及び活用」を「鯨類の持続的な利用の確保に係る国際協力の推進」に改め、同条を同項第九号とし、同条の次に次の一号を加える。

十 鯨類の適正な流通の確保等に関する基本的事項

第五条第二項中第五号を第八号とし、第四号を第五号とし、同条の次に次の二号を加える。

六 捕獲可能量の算出等に関する基本的事項
七 捕鯨業の円滑な実施の支援に関する基本的事項

第五条第二項第三号中「ために必要な」を「上で特に重要と認められる」に改め、同条を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 鯨類の持続的な利用の確保のための施策の基本的な方向

第五条第三項中「第十三条第一項を」第十五条第一項に改める。

第六条第一項中「実施が必要と認められる鯨類科学調査ごと」を削り、「より、」の下に「特に重要と認められる」を加え、同条第二項中「においては」の下に「前項の鯨類科学調査について」を加え、同項第一号及び第二号中「鯨類科学調査」を「当該鯨類科学調査」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「鯨類科学調査」を「当該鯨類科学調査」に改め、「鯨類の捕獲により行うもの」にあっては、その対象とする鯨類の種類及び頭数を含む。」を削り、同条を同項第三号とし、同項第五号中「鯨類科学調査」を「当該鯨類科学調査」に改め、同条を同項第四号とし、同条第三項中「その

概要」を「これ」に改め、同条第四項中「農林水産大臣は、」の下に「鯨類科学調査計画に係る」を加える。

第七条第二項中「指定鯨類科学調査法人は、」の下に「鯨類科学調査計画に係る」を加え、「を実施すること」を「次条第一項に規定する協力をする」と改め、「を」の実施(第十一条の捕獲可能量の算出)について協力を含む。次条及び第九条において同じ。」をすること」に改め、同条第三項中「農林水産大臣に、」の下に「鯨類科学調査計画に係る」を加え、「鯨類科学調査が終了したときは、遅滞なくその結果を報告し」を削る。

第八条を削る。

第九条中「調査実施主体 指定鯨類科学調査法人及び前条第一項の規定により鯨類科学調査を実施する主体とされた者をいう。第十一条において同じ。」を「指定鯨類科学調査法人」に改め、「において、」の下に「鯨類科学調査計画に係る」を加え、同条を第八号とし、同条の次に次の一条を加える。
(国立研究開発法人水産研究・教育機構による鯨類科学調査の実施)

第九条 農林水産大臣は、国立研究開発法人水産研究・教育機構に、鯨類科学調査計画に係る鯨類科学調査の実施に関する業務(指定鯨類科学調査法人が行うものを除く)を行わせることができる。

第十八条を削る。

第十七条中「第九条」を「第八条」に改め、「整備」の下に「捕鯨業の円滑な実施の支援」を加え、「鯨類科学調査により得られた科学的知見の国内外における普及及び活用」を「鯨類の持続的な利用の確保に係る国際協力の推進」に、「鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施する」を「鯨類の持続的な利用の確保の」に改め、同条を第十九条とする。

第十六条を削る。

第十五条の見出しを「(鯨類の持続的な利用の確保の)」に改める。

保に係る国際協力の推進等」に改め、同条第一項を次のように改める。

政府は、鯨類科学調査により得られた科学的知見及び我が国における鯨類の持続的な利用の確保に関する情報の関係する国際機関への提供その他の鯨類の持続的な利用の確保に係る国際協力の推進に努めるとともに、当該科学的知見の国内外における普及及び活用並びに鯨類科学調査の意義に関する国内外における理解の増進のために必要な措置を講ずるものとする。

第十五条第二項中「充実に」の下に「学校給食等における鯨類の利用の促進」を加え、同条を第十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(鯨類の適正な流通の確保等に関する措置)

第十八条 政府は、法令の規定に違反して捕獲された鯨類の流通を防止するため、捕獲された鯨類の個体の識別のための情報の適正な管理、流通に関する調査その他必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、鯨類の加工、販売等を行う事業者その他の関係者に対しその事業等を妨害されることについての不安を生じさせることがないよう必要な措置を講ずるものとする。

第十四条を第十六条とする。

第十三条第一項中「鯨類科学調査ごと」を「必要に応じ」に、「鯨類科学調査」を「鯨類科学調査又は捕鯨業」に改め、同条第二項中「鯨類科学調査」を「鯨類科学調査又は捕鯨業」に、「実施する」を「実施し、及び捕鯨業が円滑に実施されるようにする」に改め、同条を第十五条とする。

第十二条中「実施」の下に「又は捕鯨業の操業」を加え、同条を第十四条とする。

第十一条の見出し中「調査実施主体に対する」を削り、同条中「調査実施主体」を「鯨類科学調査を実施する者又は捕鯨業者」に改め、同条を第十三条とする。

第十条中「のための船舶及びその乗組員」を「に

当たつての捕鯨業者の協力に改め、同条の次に次の二条を加える。

(捕獲可能量の算出等)

第十一條 政府は、鯨類の持続的な利用が確保されるように捕鯨業が実施されるようにするため、捕獲可能量の算出、当該捕獲可能量の範囲内で捕鯨業者が一年間に捕獲することができるとの頭数の設定、これを超える捕獲が行われないことを確保するための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(捕鯨業の円滑な実施の支援)

第十二條 政府は、捕鯨業の円滑な実施を支援するため、捕鯨業の実施のための船舶及びその乗組員の確保の支援、鯨類の捕獲、解体及び保蔵に係る技術の開発及び普及の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律第七條第一項の指定を受けている一般社団法人又は一般財団法人は、この法律の施行の日(次項において「施行日」という。)にこの法律による改正後の鯨類の持続的な利用の確保に関する法律(以下「新法」という。)第七條第一項の指定を受けたものとみなす。

3 施行日から新法第六條第一項の鯨類科学調査計画が策定されるまでの間において前項の規定により新法第七條第一項の指定を受けたものとみなされた一般社団法人若しくは一般財団法人又は国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施する鯨類科学調査(新法第六條第一項の鯨類科学調査をいう。以下この項において同じ。)であつて、農林水産大臣が必要と認めるものは、

新法第六條第一項の鯨類科学調査計画に係る鯨類科学調査とみなす。

(検討)

4 政府は、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行の状況、捕鯨を取り巻く状況等を勘案し、鯨類の持続的な利用の確保の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

母子保健法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和元年十一月二十八日

厚生労働委員長 そのだ修光

参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、母性及び乳児の健康の保持及び増進を図るため、市町村が産後ケアセンター等において、産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等の産後ケア事業を行うことにより、出産後も安心して子育てができる支援体制を確保しようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

母子保健法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

令和元年十一月二十六日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山東 昭子殿

母子保健法の一部を改正する法律
母子保健法(昭和四十年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。

第十七條の次に次の一条を加える。

(産後ケア事業)

第十七條の二 市町村は、出産後一年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助(以下この項において「産後ケア」という。)を必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児につき、次の各号のいずれかに掲げる事業(以下この条において「産後ケア事業」という。)を行うよう努めなければならない。

一 病院、診療所、助産所その他厚生労働省令で定める施設であつて、産後ケアを行うもの(次号において「産後ケアセンター」という。)

に産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児を短期間入所させ、産後ケアを行う事業

二 産後ケアセンターその他の厚生労働省令で定める施設に産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児を通わせ、産後ケアを行う事業

三 産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児の居宅を訪問し、産後ケアを行う事業

2 市町村は、産後ケア事業を行うに当たつては、産後ケア事業の人員、設備及び運営に関する基準として厚生労働省令で定める基準に従つて行わなければならない。

3 市町村は、産後ケア事業の実施に当たつては、妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、第二十二條第一項に規定する母子健康包括支援センターその他の関係機関との必要な連絡調整並びにこの法律に基づく母子保健に関する他の事業並びに児童福祉法その他の

法令に基づく母性及び乳児の保健及び福祉に関する事業との連携を図ることにより、妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

審査報告書

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和元年十一月二十八日

経済産業委員長 磯崎 哲史

参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、情報処理システムが戦略的に利用され、多様なデータが活用される高度な情報化社会の実現を図る観点から、情報処理システムを良好な状態に維持するために必要な情報処理システムの運用及び管理に関する指針の策定、情報処理システムの運用及び管理に関する取組の状況に関する認定制度の創設並びに当該認定を受けた者に対する支援を行うとともに、情報処理システムの高度利用を促進するための独立行政法人情報処理推進機構の業務の追加等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 企業のデジタル経営改革の推進に当たっては、個人情報保護に万全を期するとともに、我が国の産業競争力の強化を図られるよう、外部専門家の知見を積極的に取り入れて適切な指針を策定し、デジタル技術の急速な進化等に対応しつつ適時見直しを行うこと。

また、「DX格付」に係る認定制度の導入に当たり、中小企業を含め、二〇二五年の崖の克服に向けてレガシーシステム刷新への集中的な取組を加速させるとともに、データ・デジタル技術を活用した新たなビジネス変革につながる取組に資するよう、更なる支援を検討すること。

二 AI等の先進的な技術を活用するためのアーキテクチャ構築に当たっては、関係者間での認識共有や合意形成を加速させるとともに、その中心的な役割を担う「産業アーキテクチャ・デザインセンター」に高度専門人材を集約し、海外の先進的な機関との連携を進める等、コネクテッド・インダストリーズの重点分野を中心に戦略的な取組を進めること。その際、個人情報保護の取扱いに十分配慮し、企業活動のために不当にその共有化が行われることのないよう、地方公共団体等の関係者の意見を聴取し、その意見を尊重して取り組むこと。

三 クラウドサービスの安全評価体制の構築に当たっては、個人情報の保護に特に配慮し、災害やサイバー攻撃等のあらゆるリスクに備えるものとするとともに、政府においてもクラウドサービス関連技術の利用に適した体制整備を進めること。

四 情報処理安全確保支援士の更新制度の導入に当たっては、法定講習の内容の充実を図り、質の高いセキュリティ人材を育成・確保すると

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案

もに、企業が情報処理安全確保支援士を活用するインセンティブが高まるような取組の実施に努めること。

また、高度IT人材・セキュリティ人材の育成・確保については、地方の実情も踏まえ、産官連携による実践的な人材育成等の具体的な取組を総合的に進めること。

五 ソサエティ5.0の実現に向け、企業におけるデジタル経営改革の必要性について、中小企業を含め、経営者、従業員及び投資家等から理解が得られるよう、具体例を分かりやすく明示する等の方法により、更なる啓発に努めること。あわせて、個人のITリテラシーを向上させるための取組を進めること。

右決議する。

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和元年十一月十九日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山東 昭子殿

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律

情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 独立行政法人情報処理推進機構」を「第三章 情報処理システムの運用及び管理」を「第四章 独立行政法人情報処理推進機構」に関する指針等(第三十条―第三十七条)に、

第三十条―第三十七条を「第三十八条―第四十五条」に、「第三十八条―第四十二条」を「第四十六

条―第五十条に、「第四十三条―第四十六条」を「第五十一条―第五十四条」に、「第四十七条―第五十条」を「第五十五条―第五十八条」に、「第四章」を「第五章」に、「第五十一条―第五十四条」を「第五十九条―第六十三条」に改める。

第一条中「円滑にし」の下に、「情報処理システムの良好な状態を維持することでの高度利用を促進し」を加え、「情報化社会の要請にこたえを」

「情報処理システムが戦略的に利用され、及び多様なデータが活用される高度な情報化社会の実現を図り」に改める。

第二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「ソフトウェア業」を「ソフトウェア業」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「情報処理システム」とは、電子計算機及びプログラムの集合体であつて、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。

第三条第四項中「きく」を「聴く」に改める。

第十条第一項中「この節」の下に「及び第三十三条」を加え、「第四十三条第二項」を「第五十一条第二項」に改める。

第十五条に次の二項を加える。

2 前項の登録(以下単に「登録」という。)は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 前項の更新に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第十七条中「第十五条の」及び「(以下単に「登録」という。)」を削り、「同条を第十五条第一項」に改める。

第二十二条中「第四十三条第二項」を「第五十一条第二項」に改める。

第二十六条中「単に「講習」を「機構の講習」とい

う。又はこれと同等以上の効果を有すると認められる講習として経済産業省令で定めるもの(同条

において「特定講習」に改める。

第二十八条中「講習」を「機構の講習、特定講習」に改める。

第二十九条第二項中「第四十三条第二項」を「第五十一条第二項」に改める。

第五十四条第一号中「第四十三条第一項」を「第五十一条第一項」に改め、同条第二号中「第四十五条第一項」を「第五十三条第一項」に改め、同条を第六十三条とし、第五十三条を第六十一条とし、同条の次に次の一項を加える。

第六十二条 第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第五十二条中「第四十一条」を「第四十九条」に改め、同条を第六十条とし、第五十一条を第五十九条とする。

第四章を第五章とする。

第三章第四節中第五十条を第五十八条とし、第四十九条を第五十七条とする。

第四十八条第一項中「第四十四条第一号」を「第五十二条第一号」に、「第四十三条第一号」を「第五十一条第一号」に、「第四十六条第一項」を「第五十四条第一項」に改め、同条第二項中「第四十六条第二項」を「第五十四条第一項」に改め、同条を第五十六条とする。

第四十七条第二項中「第四十三条第一項第一号」を「第五十一条第一項第一号」に改め、同条を第五十五条とする。

第四十六条第一項中「第四十三条第一項第三号」を「第五十一条第一項第三号」に、「第三十五条第二項」を「第四十三条第二項」に改め、第三章第三節中同条を第五十四条とする。

第四十五条第一項中「第四十三条」を「第五十一条」に改め、同条を第五十三条とし、第四十四条を第五十二条とする。

第四十三条第一項中「第三十二条」を「第四十条」に改め、同条第三号中「ソフトウェア業」を「ソフ

トウェア業」に改め、同項第五号中「電子計算機及びプログラムの集合体であつて、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。」を削り、「評価」の下に「及び情報処理サービス業を営む者の技術的能力その他事業の適正な実施に必要な能力に関する評価」を加え、同項第十四号を第十六号とし、第八号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の二号を加える。

八 各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十條第二項に規定する各省各庁の長をいう。)又は事業者(情報処理システムを設計し、開発し、又は利用する者に限る。)の依頼に応じて、運用及び管理を行う者が異なる複数の情報処理システムの連携の仕組み並びに当該連携に係る運用及び管理の方法に関する調査研究並びにその成果の普及その他の当該連携を促進するために必要な取組を行うこと。

九 認定事業者の依頼に応じて、専門家の派遣その他情報処理システムの運用及び管理に關し必要な協力を行うこと。

第四十三條第二項中「(以下略)」の下に「若しくは認定審査事務」を加え、同條を第五十一條とする。

第三章第二節中第四十二條を第五十條とし、第三十八條から第四十一條までを八條ずつ繰り下げる。

第三十七條第一項ただし書中「第四十六條第一項」を「第五十四條第一項」に改め、第三章第一節中同條を第四十五條とし、第三十六條を第四十四條とする。

第三十五條第二項中「第四十三條第一項第一号」を「第五十一條第一項第一号」に、「第四十六條第一項」を「第五十四條第一項」に改め、同條を第四十三條とし、第三十四條を第四十二條とし、第三十三條を第四十一條とする。

令和元年十一月二十九日 参議院會議録第八号

第三十二條中「確保」の下に「情報処理システムの高度利用の促進」を加え、同條を第四十條とし、第三十一條を第三十九條とし、第三十條を第三十八條とする。

第三章を第四章とする。

第二章の次に次の一章を加える。

第三章 情報処理システムの運用及び管理に關する指針等

(情報処理システムの運用及び管理に關する指針)

第三十條 経済産業大臣は、情報処理システムを良好な状態に維持し、企業経営において戦略的に利用することが重要であることに鑑み、情報処理システムを良好な状態に維持するために必要な情報処理システムの運用及び管理(以下この章及び第五十一條第一項第九号において単に「情報処理システムの運用及び管理」という。)に關する指針(以下この条において単に「指針」という。)を定めるものとする。

2 指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 情報処理システムの運用及び管理に關する基本的事項

二 情報処理システムの運用及び管理を適切に行うために必要な体制の整備に關する事項

三 情報処理システムの運用及び管理に係る具体的な方法に關する事項

四 その他情報処理システムの運用及び管理を適切に行うために必要な事項

3 経済産業大臣は、指針を定めるに当たつては、我が国産業における情報処理システムの利用の状況及び情報処理技術の動向を勘案するものとする。

4 経済産業大臣は、指針を定めようとするときは、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 経済産業大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 経済産業大臣は、おおむね二年ごとに指針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による指針の変更について準用する。

(基準に適合する事業者の認定)

第三十一條 経済産業大臣は、事業者からの申請に基づき、経済産業省令で定めるところにより、当該事業者について、前条第二項各号に掲げる事項に關する取組の実施の状況が優良なものであることその他の経済産業省令で定める基準に適合するものであることの認定を行うことができる。

(認定の更新)

第三十二條 前条の認定は、二年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条の規定は、前項の更新について準用する。

(認定に關する事務)

第三十三條 経済産業大臣は、第三十一條の認定(前条第一項の更新を含む。)に關する事務(申請の受付、第三十一條の基準に適合するかどうかの審査その他これらに準ずるものとして経済産業省令で定めるものに限る。第五十一條第二項において「認定審査事務」という。)を機構に行わせるものとする。

(報告の徴収)

第三十四條 経済産業大臣は、第三十一條の認定を受けた事業者(以下この章及び第五十一條第一項第九号において「認定事業者」という。)に対し、情報処理システムの運用及び管理に關する取組の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第三十五條 経済産業大臣は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第三十一條の経済産業省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

二 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 不正の手段により第三十一條の認定又は第三十二條第一項の更新を受けたとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(助言及び指導)

第三十六條 経済産業大臣は、認定事業者に対し、情報処理システムの運用及び管理に關する取組の適確な実施に必要な助言及び指導を行うものとする。

(中小企業信用保険法の特例)

第三十七條 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三條第一項に規定する普通保険(以下この条において「普通保険」という。)同法第三條の二第一項に規定する無担保保険(第三項において「無担保保険」という。)又は同法第三條の三第一項に規定する特別小口保険(第三項において「特別小口保険」という。)の保険関係であつて、情報処理システム運用・管理関連保証(同法第三條第一項、第三條の二第一項又は第三條の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定事業者の情報処理システムの運用及び管理に要する資金のうち経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについて次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十七條 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三條第一項に規定する普通保険(以下この条において「普通保険」という。)同法第三條の二第一項に規定する無担保保険(第三項において「無担保保険」という。)又は同法第三條の三第一項に規定する特別小口保険(第三項において「特別小口保険」という。)の保険関係であつて、情報処理システム運用・管理関連保証(同法第三條第一項、第三條の二第一項又は第三條の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定事業者の情報処理システムの運用及び管理に要する資金のうち経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについて次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。	
---	--

第三条第一項	保険価額の合計額が	情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第三十七条第一項に規定する情報処理システム運用・管理関連保証(以下「情報処理システム運用・管理関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	情報処理システム運用・管理関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び第三条の三第二項	当該借入金金の額のうち	情報処理システム運用・管理関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金金の額のうち
	当該債務者	情報処理システム運用・管理関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 普通保険の保険関係であつて、情報処理システム運用・管理関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、情報処理システム運用・管理関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(情報処理安全確保支援士の登録の更新に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の情報処理の促進に関する法律第十五条の登録を受けている情報処理安全確保支援士(当該登録を受けた日がこの法律の施行の日の前日の三年前の日以前である場合に限る。)の施行の日後の最初のこの法律による改正後の情報処理の促進に関する法律第十五条第二項の更新については、同項中「三年ごと」とあるのは、「情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第 号)の施行の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日まで」とする。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(印紙税法の一部改正)

第四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第四十三条第一項第三号」を「第五十一条第一項第三号」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号(二十三の二)中「第十五条」を「第十五条第一項」に改め、「の登録」の下に「更新の登録を除く。」を加える。

(中小企業等経営強化法の一部改正)

第六条 中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第七十条第二項中「第三十五条第二項」を「第四十三条第二項」に、「第四十六条第一項」を「第五十四条第一項」に、「第四十七条第二項」を「第五十五条第二項」に、「第四十八条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条第三項中「第四十九条」を「第五十七条」に改める。

投票者氏名

国家公務員等の任命に関する件「食品安全委員会委員(山本茂貴君)及び国家公安委員会委員(橋本敬子君)」

賛成者氏名

足立 敏之君 二一五名
青木 一彦君 阿達 雅志君
赤池 誠章君 青山 繁晴君
有村 治子君 朝日健太郎君
石井 浩郎君 石井 準一君
石田 昌宏君 石井 正弘君
猪口 邦子君 磯崎 仁彦君
今井絵理子君

岩井 茂樹君	岩本 剛人君
宇都 隆史君	上野 通子君
江島 潔君	衛藤 晟一君
小川 克巳君	尾辻 秀久君
大家 敏志君	大野 泰正君
太田 房江君	岡田 直樹君
岡田 広君	加田 裕之君
片山さつき君	北村 経夫君
こやり隆史君	古賀友一郎君
上月 良祐君	佐藤 啓君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君
酒井 庸行君	清水 真人君
自見はなこ君	島村 大君
進藤金日子君	末松 信介君
世耕 弘成君	そのだ修光君
高階恵美子君	高野光二郎君
高橋 克法君	高橋はるみ君
滝沢 求君	滝波 宏文君
武見 敬三君	柘植 芳文君
鶴保 庸介君	堂故 茂君
徳茂 雅之君	豊田 俊郎君
中川 雅治君	中西 健治君
中西 哲君	中西 祐介君
長峯 誠君	二之湯 智君
西田 昌司君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	長谷川 岳君
馬場 成志君	橋本 聖子君
林 芳正君	福岡 資麿君
藤井 基之君	藤川 政人君
藤木 眞也君	藤末 健三君
古川 俊治君	堀井 巖君
本田 顕子君	舞立 昇治君
牧野たかお君	松川 るい君
松下 新平君	松村 祥史君
松山 政司君	丸川 珠代君
三浦 靖君	三木 亨君
三原じゅん子君	三宅 伸吾君

水落 敏榮君	宮崎 雅夫君
宮沢 洋一君	宮島 喜文君
宮本 周司君	元榮太一郎君
森屋 宏君	山下 雄平君
山田 修路君	山田 太郎君
山田 俊男君	山田 宏君
山谷えり子君	山本 順三君
吉川ゆうみ君	和田 政宗君
渡辺 猛之君	足立 信也君
青木 愛君	有田 芳生君
伊藤 孝恵君	石垣のりこ君
石川 大我君	石橋 通宏君
磯崎 哲史君	江崎 孝君
小沢 雅仁君	小沼 巧君
大塚 耕平君	勝部 賢志君
川合 孝典君	川田 龍平君
木戸口英司君	岸 真紀子君
熊谷 裕人君	郡司 彰君
小西 洋之君	小林 正夫君
古賀 之土君	斎藤 嘉隆君
櫻井 充君	塩村あやか君
芝 博一君	榛葉賀津也君
須藤 元氣君	杉尾 秀哉君
田島麻衣子君	田名部匡代君
田村 まみ君	徳永 エリ君
那谷屋正義君	長浜 博行君
難波 奨二君	羽田雄一郎君
芳賀 道也君	白 眞敷君
鉢呂 吉雄君	浜口 誠君
浜野 喜史君	福島みずほ君
福山 哲郎君	舟山 康江君
真山 勇一君	牧山ひろえ君
増子 輝彦君	水岡 俊一君
宮沢 由佳君	森 ゆうこ君
森本 真治君	森屋 隆君
矢田わか子君	柳田 稔君
横沢 高德君	吉川 沙織君

吉田 忠智君	蓮 舫君
秋野 公造君	伊藤 孝江君
石川 博崇君	河野 義博君
熊野 正士君	佐々木さやか君
里見 隆治君	塩田 博昭君
下野 六太君	杉 久武君
高瀬 弘美君	高橋 光男君
竹内 真二君	竹谷とし子君
谷合 正明君	新妻 秀規君
西田 実仁君	浜田 昌良君
平木 大作君	三浦 信祐君
宮崎 勝君	矢倉 克夫君
安江 伸夫君	山口那津男君
山本 香苗君	山本 博司君
横山 信一君	若松 謙維君
浅田 均君	東 徹君
石井 章君	石井 苗子君
梅村 聡君	梅村みずほ君
音喜多 駿君	片山 大介君
片山虎之助君	清水 貴之君
柴田 巧君	鈴木 宗男君
高木かおり君	松沢 成文君
室井 邦彦君	柳ヶ瀬裕文君
嘉田由紀子君	浜田 聡君
渡辺 喜美君	安達 澄君
上田 清司君	小川 敏夫君
平山佐知子君	

反対者氏名

井上 哲士君	伊藤 岳君
岩淵 友君	紙 智子君
吉良よし子君	倉林 明子君
小池 晃君	田村 智子君
大門実紀史君	武田 良介君
山下 芳生君	山添 拓君
木村 英子君	船後 靖彦君

一四名

国家公務員等の任命に関する件「個人情報保護委員会委員長(丹野美絵子君)、同委員(大島周平君)、証券取引等監視委員会委員(高田さゆり君及び浜田康君)、電気通信紛争処理委員会委員(田村幸一君、荒川薫君、小野武美君、三尾美枝子君及び小塚莊一郎君)、中央更生保護審査会委員(伊藤富士江君)及び運輸安全委員会委員(丸井祐一君、石田弘明君、奥村文直君、鈴木美緒君及び新妻実保子君)」

賛成者氏名

足立 敏之君	阿達 雅志君
青木 一彦君	青山 繁晴君
赤池 誠章君	朝日健太郎君
有村 治子君	石井 準一君
石井 浩郎君	石井 正弘君
石田 昌宏君	磯崎 仁彦君
猪口 邦子君	今井絵理子君
岩井 茂樹君	岩本 剛人君
宇都 隆史君	上野 通子君
江島 潔君	衛藤 晟一君
小川 克巳君	尾辻 秀久君
大家 敏志君	大野 泰正君
太田 房江君	岡田 直樹君
岡田 広君	加田 裕之君
片山さつき君	北村 経夫君
こやり隆史君	古賀友一郎君
上月 良祐君	佐藤 啓君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君
酒井 庸行君	清水 真人君
自見はなこ君	島村 大君
進藤金日子君	末松 信介君
世耕 弘成君	そのだ修光君
高階恵美子君	高野光二郎君
高橋 克法君	高橋はるみ君
滝沢 求君	滝波 宏文君
武見 敬三君	柘植 芳文君
鶴保 庸介君	堂故 茂君
徳茂 雅之君	豊田 俊郎君

二二九名

中川 雅治君	中西 健治君
中西 哲君	中西 祐介君
長峯 誠君	二之湯 智君
西田 昌司君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	長谷川 岳君
馬場 成志君	橋本 聖子君
林 芳正君	福岡 資麿君
藤井 基之君	藤川 政人君
藤木 眞也君	藤末 健三君
古川 俊治君	堀井 巖君
本田 顕子君	舞立 昇治君
牧野たかお君	松川 るい君
松下 新平君	松村 祥史君
松山 政司君	丸川 珠代君
三浦 靖君	三宅 亨君
三原じゅん子君	三宅 伸吾君
水落 敏榮君	宮崎 雅夫君
宮沢 洋一君	宮島 喜文君
宮本 周司君	元榮太一郎君
森屋 宏君	山下 雄平君
山田 修路君	山田 太郎君
山田 俊男君	山田 宏君
山谷えり子君	山本 順三君
吉川ゆうみ君	和田 政宗君
渡辺 猛之君	足立 信也君
青木 愛君	有田 芳生君
伊藤 孝恵君	石垣のりこ君
石川 大我君	石橋 通宏君
磯崎 哲史君	江崎 孝君
小沢 雅仁君	小沼 巧君
大塚 耕平君	勝部 賢志君
川合 孝典君	川田 龍平君
木戸口英司君	岸 真紀子君
熊谷 裕人君	郡司 彰君
小西 洋之君	小林 正夫君
古賀 之土君	斎藤 嘉隆君
櫻井 充君	塩村あやか君
芝 博一君	榛葉賀津也君

須藤 元氣君	杉尾 秀哉君	室井 邦彦君	柳ヶ瀬裕文君	自見はなこ君	島村 大君	磯崎 哲史君	江崎 孝君
田島麻衣子君	田名部匡代君	井上 哲士君	伊藤 岳君	進藤金日子君	末松 信介君	小沢 雅仁君	小沼 巧君
田村 まみ君	徳永 エリ君	岩瀬 友君	紙 智子君	世耕 弘成君	そのだ修光君	大塚 耕平君	勝部 賢志君
那谷屋正義君	長浜 博行君	吉良よし子君	倉林 明子君	高階恵美子君	高野光二郎君	川合 孝典君	川田 龍平君
難波 奨二君	羽田雄一郎君	小池 晃君	田村 智子君	高橋 克法君	高橋はるみ君	木戸口英司君	岸 真紀子君
芳賀 道也君	白 眞敷君	大門実紀史君	武田 良介君	滝沢 求君	滝波 宏文君	熊谷 裕人君	郡司 彰君
鉢呂 吉雄君	浜口 誠君	山下 芳生君	山添 拓君	武見 敬三君	柘植 芳文君	小西 洋之君	小林 正夫君
浜野 喜史君	福島みずほ君	木村 英子君	船後 靖彦君	鶴保 庸介君	堂故 茂君	古賀 之土君	斎藤 嘉隆君
福山 哲郎君	舟山 康江君	嘉田由紀子君	浜田 聡君	徳茂 雅之君	豊田 俊郎君	櫻井 充君	塩村あやか君
真山 勇一君	牧山ひろえ君	渡辺 喜美君	安達 澄君	中川 雅治君	中西 健治君	芝 博一君	榛葉賀津也君
増子 輝彦君	水岡 俊一君	上田 清司君	小川 敏夫君	中西 哲君	中西 祐介君	須藤 元氣君	杉尾 秀哉君
宮沢 由佳君	森 ゆうこ君	平山佐知子君		長峯 誠君	二之湯 智君	田島麻衣子君	田名部匡代君
森本 真治君	森屋 隆君			西田 昌司君	野上浩太郎君	田村 まみ君	徳永 エリ君
矢田わか子君	柳田 稔君			野村 哲郎君	長谷川 岳君	那谷屋正義君	長浜 博行君
横沢 高德君	吉川 沙織君			馬場 成志君	橋本 聖子君	難波 奨二君	羽田雄一郎君
吉田 忠智君	蓮 舫君			林 芳正君	福岡 資麿君	芳賀 道也君	白 眞敷君
秋野 公造君	伊藤 孝江君			藤井 基之君	藤川 政人君	鉢呂 吉雄君	浜口 誠君
石川 博崇君	河野 義博君			藤木 眞也君	藤末 健三君	浜野 喜史君	福島みずほ君
熊野 正士君	佐々木さやか君			古川 俊治君	堀井 巖君	福山 哲郎君	舟山 康江君
里見 隆治君	塩田 博昭君			本田 顕子君	舞立 昇治君	真山 勇一君	牧山ひろえ君
下野 六太君	杉 久武君			牧野たかお君	松川 るい君	増子 輝彦君	水岡 俊一君
高瀬 弘美君	高橋 光男君			松下 新平君	松村 祥史君	宮沢 由佳君	森 ゆうこ君
竹内 真二君	竹谷とし子君			松山 政司君	丸川 珠代君	森本 真治君	森屋 隆君
谷合 正明君	新妻 秀規君			三浦 靖君	三木 亨君	矢田わか子君	柳田 稔君
西田 実仁君	浜田 昌良君			三原じゅん子君	三宅 伸吾君	横沢 高德君	吉川 沙織君
平木 大作君	三浦 信祐君			水落 敏栄君	宮崎 雅夫君	吉田 忠智君	蓮 舫君
宮崎 勝君	矢倉 克夫君			宮沢 洋一君	宮島 喜文君	秋野 公造君	伊藤 孝江君
安江 伸夫君	山口那津男君			宮本 周司君	元榮太一郎君	石川 博崇君	河野 義博君
山本 香苗君	山本 博司君			森屋 宏君	山下 雄平君	熊野 正士君	佐々木さやか君
横山 信一君	若松 謙維君			山田 修路君	山田 太郎君	里見 隆治君	塩田 博昭君
浅田 均君	東 徹君			山田 俊男君	山本 順三君	下野 六太君	杉 久武君
石井 章君	石井 苗子君			山谷えり子君	和田 政宗君	高瀬 弘美君	高橋 光男君
梅村 聡君	梅村みずほ君			吉川ゆうみ君	足立 信也君	谷合 正明君	竹谷とし子君
音喜多 駿君	片山 大介君			渡辺 猛之君	有田 芳生君	西田 実仁君	新妻 秀規君
片山虎之助君	清水 貴之君			青木 愛君	石垣のりこ君	平木 大作君	浜田 昌良君
柴田 巧君	鈴木 宗男君			伊藤 孝恵君	石橋 通宏君	宮崎 勝君	三浦 信祐君
高木かおり君	松沢 成文君			石川 大我君			矢倉 克夫君

安江 伸夫君	山口那津男君	岩井 茂樹君	岩本 剛人君	水落 敏榮君	宮崎 雅夫君	石垣のりこ君	石川 大我君
山本 香苗君	山本 博司君	宇都 隆史君	上野 通子君	宮沢 洋一君	宮島 喜文君	石橋 通宏君	磯崎 哲史君
横山 信一君	若松 謙維君	江島 潔君	衛藤 晟一君	宮本 周司君	元榮太一郎君	江崎 孝君	小沢 雅仁君
浅田 均君	東 徹君	小川 克巳君	尾辻 秀久君	森屋 宏君	山下 雄平君	小沼 巧君	大塚 耕平君
石井 章君	石井 苗子君	大家 敏志君	大野 泰正君	山田 修路君	山田 太郎君	勝部 賢志君	川合 孝典君
梅村 聡君	梅村みづほ君	岡田 房江君	岡田 直樹君	山田 俊男君	山田 宏君	川田 龍平君	木戸口英司君
音喜多 駿君	片山 大介君	岡田 広君	加田 裕之君	山谷えり子君	山本 順三君	岸 真紀子君	熊谷 裕人君
片山虎之助君	清水 貴之君	片山さつき君	北村 経夫君	吉川ゆうみ君	和田 政宗君	郡司 彰君	小西 洋之君
柴田 巧君	鈴木 宗男君	こやり隆史君	古賀友一郎君	渡辺 猛之君	秋野 公造君	小林 正夫君	古賀 之土君
高木かおり君	松沢 成文君	上月 良祐君	佐藤 啓君	伊藤 孝江君	石川 博崇君	齋藤 嘉隆君	櫻井 充君
室井 邦彦君	柳ヶ瀬裕文君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君	河野 義博君	熊野 正士君	塩村あやか君	芝 博一君
嘉田由紀子君	浜田 聡君	酒井 庸行君	清水 真人君	佐々木さやか君	里見 隆治君	榎葉賀津也君	須藤 元氣君
渡辺 喜美君	安達 澄君	自見はなこ君	島村 大君	塩田 博昭君	下野 六太君	杉尾 秀哉君	田島麻衣子君
上田 清司君	小川 敏夫君	進藤金日子君	末松 信介君	杉 久武君	高瀬 弘美君	田名部匡代君	田村 まみ君
平山佐知子君		世耕 弘成君	そのだ修光君	高橋 光男君	竹内 真二君	徳永 エリ君	那谷屋正義君
		高階恵美子君	高野光二郎君	竹谷とし子君	谷合 正明君	長浜 博行君	難波 奨二君
		高橋 克法君	高橋はるみ君	新妻 秀規君	西田 実仁君	羽田雄一郎君	芳賀 道也君
		滝沢 求君	滝波 宏文君	浜田 昌良君	平木 大作君	白 眞敷君	鉢呂 吉雄君
		武見 敬三君	柘植 芳文君	三浦 信祐君	宮崎 勝君	浜口 誠君	福山 哲郎君
		鶴保 庸介君	堂故 茂君	矢倉 克夫君	安江 伸夫君	福島みづほ君	真山 勇一君
		徳茂 雅之君	豊田 俊郎君	山口那津男君	山本 香苗君	舟山 康江君	増子 輝彦君
		中川 雅治君	中西 健治君	山本 博司君	横山 信一君	牧山ひろえ君	宮沢 由佳君
		中西 哲君	中西 祐介君	若松 謙維君	浅田 均君	水岡 俊一君	森本 真治君
		長峯 誠君	二之湯 智君	東 徹君	石井 章君	森 ゆうこ君	矢田わか子君
		西田 昌司君	野上浩太郎君	石井 苗子君	梅村 聡君	森屋 隆君	横沢 高德君
		野村 哲郎君	長谷川 岳君	梅村みづほ君	音喜多 駿君	柳田 稔君	吉田 忠智君
		馬場 成志君	橋本 聖子君	片山 大介君	片山虎之助君	吉川 沙織君	井上 哲士君
		林 芳正君	福岡 資麿君	清水 貴之君	柴田 巧君	蓮 舩君	岩渕 友君
		藤井 基之君	藤川 政人君	鈴木 宗男君	高木かおり君	伊藤 岳君	吉良よし子君
		藤木 眞也君	藤末 健三君	松沢 成文君	室井 邦彦君	紙 智子君	小池 晃君
		古川 俊治君	堀井 巖君	柳ヶ瀬裕文君	嘉田由紀子君	倉林 明子君	大門実紀史君
		本田 顕子君	舞立 昇治君	浜田 聡君	渡辺 喜美君	田村 智子君	山下 芳生君
		牧野たかお君	松川 るい君	上田 清司君	平山佐知子君	武田 良介君	木村 英子君
		松下 新平君	松村 祥史君			山添 拓君	安達 澄君
		松山 政司君	丸川 珠代君			船後 靖彦君	
		三浦 靖君	三木 亨君			小川 敏夫君	
		三原じゅん子君	三宅 伸吾君				

国家公務員等の任命に関する件「証券取引等監視
委員会委員長(長谷川充弘君)及び公害健康被害補
償不服審査会委員(岡本美保子君)」
賛成者氏名

二二九名

足立 敏之君 阿達 雅志君 青木 一彦君 青山 繁晴君 赤池 誠章君 朝日健太郎君 有村 治子君 石井 準一君 石井 浩郎君 石井 正弘君 石田 昌宏君 磯崎 仁彦君 猪口 邦子君 今井絵理子君 岩井 茂樹君 岩本 剛人君 宇都 隆史君 上野 通子君 江島 潔君 衛藤 晟一君 小川 克巳君 尾辻 秀久君 大家 敏志君 大野 泰正君 太田 房江君 岡田 直樹君 岡田 広君 加田 裕之君 片山さつき君 北村 経夫君 こやり隆史君 古賀友一郎君 上月 良祐君 佐藤 啓君 佐藤 正久君 佐藤 信秋君 佐藤 孝恵君 酒井 庸行君 清水 真人君 自見はなこ君 島村 大君 進藤金日子君 末松 信介君 世耕 弘成君 そのだ修光君 高階恵美子君 高野光二郎君 高橋 克法君 高橋はるみ君 滝沢 求君 滝波 宏文君 鶴保 敬三君 柘植 芳文君 武見 康介君 堂故 茂君 徳茂 雅之君 豊田 俊郎君 中川 雅治君 中西 健治君 中西 祐介君 長峯 誠君 二之湯 智君 西田 昌司君 野上浩太郎君 野村 哲郎君 長谷川 岳君

馬場 成志君 橋本 聖子君 林 芳正君 福岡 資麿君 藤井 基之君 藤川 政人君 藤木 眞也君 藤末 健三君 古川 俊治君 堀井 巖君 本田 顕子君 堀立 昇治君 牧野たかお君 松川 るい君 松下 新平君 松村 祥史君 松山 政司君 丸川 珠代君 三浦 靖君 三木 亨君 三原じゅん子君 三宅 伸吾君 水落 敏榮君 宮崎 雅夫君 宮沢 洋一君 宮島 喜文君 宮本 周司君 元榮太一郎君 森屋 宏君 山下 雄平君 山田 修路君 山田 太郎君 山田 俊男君 山田 宏君 山谷えり子君 山本 順三君 吉川ゆうみ君 和田 政宗君 渡辺 猛之君 足立 信也君 青木 愛君 有田 芳生君 伊藤 孝恵君 石垣のりこ君 石川 大我君 石橋 通宏君 磯崎 哲史君 江崎 孝君 小沢 雅仁君 小沼 巧君 大塚 耕平君 勝部 賢志君 川合 孝典君 川田 龍平君 木戸口英司君 岸 真紀子君 熊谷 裕人君 郡司 彰君 熊谷 裕人君 小西 洋之君 小林 正夫君 古賀 之土君 斎藤 嘉隆君 櫻井 充君 塩村あやか君 芝 博一君 榎葉賀津也君 須藤 元氣君 杉尾 秀哉君 田島麻衣子君 田名部匡代君 田村 まみ君 徳永 エリ君 那谷屋正義君 長谷川 岳君

難波 奨二君 羽田雄一郎君 芳賀 道也君 白 眞勲君 鉢呂 吉雄君 浜口 誠君 浜野 喜史君 福島みずほ君 福山 哲郎君 舟山 康江君 眞山 勇一君 牧山ひろえ君 増子 輝彦君 水岡 俊一君 宮沢 由佳君 森 ゆうこ君 森本 真治君 森屋 隆君 矢田わか子君 柳田 稔君 横沢 高徳君 吉川 沙織君 吉田 忠智君 蓮 舫君 秋野 公造君 伊藤 孝江君 石川 博崇君 河野 義博君 熊野 正士君 佐々木さやか君 里見 隆治君 塩田 博昭君 下野 六太君 杉 久武君 高瀬 弘美君 高橋 光男君 竹内 真二君 竹谷とし子君 谷合 正明君 新妻 秀規君 西田 実仁君 浜田 昌良君 平木 大作君 三浦 信祐君 宮崎 勝君 矢倉 克夫君 安江 伸夫君 山口那津男君 山本 博司君 山本 香苗君 若松 謙維君 横山 信一君 東 徹君 浅田 均君 石井 苗子君 石井 章君 梅村 聡君 梅村みずほ君 音喜多 駿君 片山虎之助君 片山 大介君 柴田 巧君 鈴木 貴之君 鈴木 宗男君 高木かおり君 松沢 成文君 室井 邦彦君 柳ヶ瀬裕文君 井上 哲士君 伊藤 岳君 岩淵 友君 紙 智子君 倉林 明子君 吉良よし子君

反対者氏名

○名

国家公務員等の任命に関する件「電波監理審議会
委員(日比野隆司君)及び運輸審議会委員(牧満君
及び河野康子君)」
賛成者氏名

二二七名

足立 敏之君 阿達 雅志君 青木 一彦君 青山 繁晴君 赤池 誠章君 朝日健太郎君 有村 治子君 石井 準一君 石井 浩郎君 石井 正弘君 石田 昌宏君 磯崎 仁彦君 猪口 邦子君 今井絵理子君 岩井 茂樹君 岩本 剛人君 宇都 隆史君 上野 通子君 江島 潔君 衛藤 晟一君 小川 克巳君 尾辻 秀久君 大家 敏志君 大野 泰正君 太田 房江君 岡田 直樹君 岡田 広君 加田 裕之君 片山さつき君 北村 経夫君 こやり隆史君 古賀友一郎君 上月 良祐君 佐藤 啓君 佐藤 正久君 佐藤 信秋君 酒井 庸行君 清水 真人君 自見はなこ君 島村 大君 進藤金日子君 末松 信介君 世耕 弘成君 そのだ修光君

高階恵美子君	高野光二郎君	木戸口英司君	岸 真紀子君	梅村 聡君	梅村みずほ君	こやり隆史君	古賀友一郎君
高橋 克法君	高橋はるみ君	熊谷 裕人君	郡司 彰君	音喜多 駿君	片山 大介君	上月 良祐君	佐藤 啓君
滝沢 求君	滝波 宏文君	小西 洋之君	小林 正夫君	片山虎之助君	清水 貴之君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君
武見 敬三君	柘植 芳文君	古賀 之士君	斎藤 嘉隆君	柴田 巧君	鈴木 宗男君	酒井 庸行君	清水 真人君
鶴保 庸介君	堂故 茂君	櫻井 充君	塩村あやか君	高木かおり君	松沢 成文君	自見はなこ君	島村 大君
徳茂 雅之君	豊田 俊郎君	芝 博一君	榛葉賀津也君	室井 邦彦君	柳ヶ瀬裕文君	進藤金日子君	末松 信介君
中川 雅治君	中西 健治君	須藤 元氣君	杉尾 秀哉君	木村 英子君	船後 靖彦君	世耕 弘成君	そのだ修光君
中西 哲君	中西 祐介君	田島麻衣子君	田名部匡代君	嘉田由紀子君	浜田 聡君	高階恵美子君	高野光二郎君
長峯 誠君	二之湯 智君	田村 まみ君	徳永 エリ君	渡辺 喜美君	安達 澄君	高橋 克法君	高橋はるみ君
西田 昌司君	野上浩太郎君	那谷屋正義君	長浜 博行君	上田 清司君	小川 敏夫君	滝沢 求君	滝波 宏文君
野村 哲郎君	長谷川 岳君	難波 奨二君	羽田雄一郎君	平山佐知子君		武見 敬三君	柘植 芳文君
馬場 成志君	橋本 聖子君	芳賀 道也君	白 眞敷君			鶴保 庸介君	堂故 茂君
林 芳正君	福岡 資麿君	鉢呂 吉雄君	浜口 誠君	反対者氏名	二名	徳茂 雅之君	豊田 俊郎君
藤井 基之君	藤川 政人君	福山 健三君	福島みずほ君	井上 哲士君	伊藤 岳君	中川 雅治君	中西 健治君
藤木 眞也君	藤末 健三君	福山 哲郎君	舟山 康江君	岩淵 友君	紙 智子君	中西 哲君	中西 祐介君
古川 俊治君	堀井 巖君	真山 勇一君	牧山ひろえ君	吉良よし子君	倉林 明子君	長峯 誠君	二之湯 智君
本田 顕子君	堀井 巖君	増子 輝彦君	水岡 俊一君	小池 晃君	田村 智子君	西田 昌司君	野上浩太郎君
牧野たかお君	松川 るい君	宮沢 由佳君	森 ゆうこ君	大門美紀史君	武田 良介君	野村 哲郎君	長谷川 岳君
松下 新平君	松村 祥史君	森本 真治君	森屋 隆君	山下 芳生君	山添 拓君	馬場 成志君	橋本 聖子君
松山 政司君	丸川 珠代君	矢田わか子君	柳田 稔君			林 芳正君	福岡 資麿君
三浦 靖君	三木 亨君	横沢 高德君	吉川 沙織君	賛成者氏名	一五一名	藤井 基之君	藤川 政人君
三原じゅん子君	三宅 伸吾君	吉田 忠智君	蓮 舩君	国家公務員等の任命に関する件「日本放送協会経営委員会委員（磯山誠二君及び水野節子君）」		藤木 眞也君	藤末 健三君
水落 敏栄君	宮崎 雅夫君	秋野 公造君	伊藤 孝江君	賛成者氏名		藤木 眞也君	堀井 巖君
宮沢 洋一君	宮島 喜文君	石川 博崇君	河野 義博君	足立 敏之君	阿達 雅志君	古川 俊治君	舞立 昇治君
宮本 周司君	元榮太一郎君	熊野 正士君	佐々木さやか君	青木 一彦君	青山 繁晴君	本田 顕子君	松川 るい君
森屋 宏君	山下 雄平君	里見 隆治君	塩田 博昭君	赤池 誠章君	朝日健太郎君	牧野たかお君	松村 祥史君
山田 修路君	山田 太郎君	下野 六太君	杉 久武君	有村 治子君	石井 準一君	松下 新平君	丸川 珠代君
山田 俊男君	山田 宏君	高瀬 弘美君	高橋 光男君	石井 浩郎君	石井 正弘君	松山 政司君	三木 亨君
山谷えり子君	山本 順三君	竹内 真二君	竹谷とし子君	石田 昌宏君	磯崎 仁彦君	三浦 靖君	三宅 伸吾君
吉川ゆうみ君	和田 政宗君	谷合 正明君	新妻 秀規君	猪口 邦子君	今井絵理子君	三原じゅん子君	三宅 伸吾君
渡辺 猛之君	足立 信也君	西田 実仁君	浜田 昌良君	岩井 茂樹君	岩本 剛人君	水落 敏栄君	宮崎 雅夫君
青木 愛君	有田 芳生君	平木 大作君	三浦 信祐君	宇都 隆史君	上野 通子君	宮沢 洋一君	宮島 喜文君
伊藤 孝恵君	石垣のりこ君	宮崎 勝君	矢倉 克夫君	江島 潔君	衛藤 晟一君	宮本 周司君	元榮太一郎君
石川 大我君	石橋 通宏君	安江 仲夫君	山口那津男君	小川 克巳君	尾辻 秀久君	森屋 宏君	山下 雄平君
磯崎 哲史君	江崎 孝君	山本 香苗君	山本 博司君	大家 敏志君	大野 泰正君	山田 修路君	山田 太郎君
小沢 雅仁君	小沼 巧君	横山 信一君	若松 謙維君	太田 房江君	岡田 直樹君	山田 俊男君	山田 宏君
大塚 耕平君	勝部 賢志君	浅田 均君	東 徹君	岡田 広君	加田 裕之君	山谷えり子君	山本 順三君
川合 孝典君	川田 龍平君	石井 章君	石井 苗子君	片山さつき君	北村 経夫君	吉川ゆうみ君	和田 政宗君
						渡辺 猛之君	秋野 公造君

反対者氏名	伊藤 孝江君	石川 博崇君	塩村あやか君	芝 博一君	猪口 邦子君	今井絵理子君	三宅 伸吾君	水落 敏栄君
	河野 義博君	熊野 正士君	榎葉實津也君	須藤 元気君	岩井 茂樹君	岩本 剛人君	宮崎 雅夫君	宮沢 洋一君
賛成者氏名	佐々木さやか君	里見 隆治君	杉尾 秀哉君	田島麻衣子君	宇都 隆史君	上野 通子君	宮島 喜文君	宮本 周司君
	塩田 博昭君	下野 六太君	田名部匡代君	田村 まみ君	江島 潔君	小川 克巳君	元榮太一郎君	森屋 宏君
日程第一 港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	杉 久武君	高瀬 弘美君	徳永 エリ君	那谷屋正義君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	山下 雄平君	山田 修路君
	高橋 光男君	竹内 真二君	長浜 博行君	難波 奨二君	大野 泰正君	太田 房江君	山田 太郎君	山田 俊男君
賛成者氏名	竹谷とし子君	谷合 正明君	羽田雄一郎君	芳賀 道也君	岡田 直樹君	岡田 広君	山田 宏君	山谷えり子君
	新妻 秀規君	西田 実仁君	白 眞勲君	鉢呂 吉雄君	加田 裕之君	片山さつき君	山本 順三君	吉川ゆうみ君
賛成者氏名	浜田 昌良君	平木 大作君	浜口 誠君	浜野 喜史君	北村 経夫君	こやり隆史君	和田 政宗君	渡辺 猛之君
	三浦 信祐君	宮崎 勝君	福島みずほ君	福山 哲郎君	古賀友一郎君	上月 良祐君	足立 信也君	青木 愛君
賛成者氏名	矢倉 克夫君	安江 伸夫君	舟山 康江君	真山 勇一君	佐藤 啓君	佐藤 信秋君	有田 芳生君	伊藤 孝恵君
	山口那津男君	山本 香苗君	牧山ひろえ君	増子 輝彦君	佐藤 正久君	酒井 庸行君	石垣のりこ君	石川 大我君
賛成者氏名	山本 博司君	横山 信一君	水岡 俊一君	宮沢 由佳君	清水 真人君	自見はなこ君	石橋 通宏君	磯崎 哲史君
	若松 謙維君	浅田 均君	森 ゆうこ君	森本 真治君	島村 大君	進藤金日子君	江崎 孝君	小沢 雅仁君
賛成者氏名	東 徹君	石井 章君	森屋 隆君	矢田わか子君	末松 信介君	世耕 弘成君	小沼 巧君	大塚 耕平君
	石井 苗子君	梅村 聡君	柳田 稔君	横沢 高徳君	高野光二郎君	高階恵美子君	勝部 賢志君	川合 孝典君
賛成者氏名	梅村みずほ君	音喜多 駿君	吉川 沙織君	吉田 忠智君	高橋はるみ君	高橋 克法君	岸 真紀子君	木戸口英司君
	片山 大介君	片山虎之助君	蓮 舫君	井上 哲士君	滝波 宏文君	滝沢 求君	郡司 彰君	熊谷 裕人君
賛成者氏名	清水 貴之君	柴田 巧君	伊藤 岳君	岩渕 友君	柘植 芳文君	武見 敬三君	小林 正夫君	古賀 之土君
	鈴木 宗男君	高木かおり君	紙 智子君	吉良よし子君	堂故 茂君	鶴保 庸介君	斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
賛成者氏名	松沢 成文君	室井 邦彦君	倉林 明子君	小池 晃君	豊田 俊郎君	中川 雅治君	塩村あやか君	須藤 元気君
	柳ヶ瀬裕文君	上田 清司君	田村 智子君	大門実紀史君	山下 芳生君	中西 哲君	榎葉實津也君	芝 博一君
賛成者氏名	平山佐知子君		武田 良介君	木村 英子君	中西 健治君	長峯 誠君	杉尾 秀哉君	須藤 元気君
			山添 拓君	嘉田由紀子君	二之湯 智君	西田 昌司君	田名部匡代君	田村 まみ君
賛成者氏名			船後 靖彦君	渡辺 喜美君	野上浩太郎君	野村 哲郎君	徳永 エリ君	難波 奨二君
			浜田 聡君	小川 敏夫君	橋本 聖子君	馬場 成志君	長浜 博行君	芳賀 道也君
賛成者氏名			安達 澄君		福岡 資麿君	林 芳正君	羽田雄一郎君	鉢呂 吉雄君
					藤川 政人君	藤井 基之君	白 眞勲君	浜野 喜史君
賛成者氏名					藤末 健三君	古川 俊治君	浜口 誠君	福山 哲郎君
					堀井 巖君	本田 颯子君	福島みずほ君	真山 勇一君
賛成者氏名					舞立 昇治君	牧野たかお君	舟山 康江君	増子 輝彦君
					松川 るい君	松下 新平君	牧山ひろえ君	宮沢 由佳君
賛成者氏名					松村 祥史君	松山 政司君	水岡 俊一君	森本 真治君
					丸川 珠代君	三浦 靖君	森 ゆうこ君	矢田わか子君
賛成者氏名					三木 亨君	三原じゅん子君	柳田 稔君	横沢 高徳君

令和元年十一月二十九日 参议院会議録第八号 投票者氏名

投票者氏名

—
—
—

吉川 沙織君	吉田 忠智君	日程第二 商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の一部を改正する法律案 (農林水産委員長提出)	橋本 聖子君	林 芳正君	羽田雄一郎君	芳賀 道也君
蓮 舫君	秋野 公造君	賛成者氏名	福岡 資麿君	藤井 基之君	白 眞敷君	鉢呂 吉雄君
伊藤 孝江君	石川 博崇君	二二五名	藤川 政人君	藤木 眞也君	浜口 誠君	浜野 喜史君
河野 義博君	熊野 正士君	足立 敏之君	藤末 健三君	古川 俊治君	福山 哲郎君	舟山 康江君
佐々木さやか君	里見 隆治君	青木 一彦君	堀井 巖君	本田 顕子君	真山 勇一君	牧山ひろえ君
塩田 博昭君	下野 六太君	赤池 誠章君	舞立 昇治君	松川 るい君	増子 輝彦君	水岡 俊一君
杉 久武君	高瀬 弘美君	有村 治子君	松川 祥史君	松村 祥史君	宮沢 由佳君	森 ゆうこ君
高橋 光男君	竹内 真二君	石井 浩郎君	丸川 珠代君	三浦 靖君	森本 真治君	森屋 隆君
竹谷とし子君	谷合 正明君	石井 正弘君	三木 亨君	三原じゅん子君	矢田わか子君	柳田 稔君
新妻 秀規君	西田 実仁君	石田 昌宏君	三宅 伸吾君	水落 敏栄君	横沢 高徳君	吉川 沙織君
浜田 昌良君	平木 大作君	猪口 邦子君	宮崎 雅夫君	宮沢 洋一君	吉田 忠智君	蓮 舫君
三浦 信祐君	宮崎 勝君	岩井 茂樹君	宮島 喜文君	宮本 周司君	石川 博崇君	伊藤 孝江君
矢倉 克夫君	安江 伸夫君	宇都 隆史君	元榮太一郎君	山下 雄平君	熊野 正士君	河野 義博君
山口那津男君	山本 香苗君	江島 潔君	山下 雄平君	山田 修路君	里見 隆治君	佐々木さやか君
山本 博司君	横山 信一君	尾辻 秀久君	山田 太郎君	山田 俊男君	下野 六太君	塩田 博昭君
若松 謙維君	浅田 均君	大野 泰正君	岡田 房江君	山田 修路君	高瀬 弘美君	杉 久武君
東 徹君	石井 章君	岡田 直樹君	岡田 広君	山田 俊男君	竹内 真二君	高橋 光男君
石井 苗子君	梅村 聡君	加田 裕之君	片山さつき君	吉川ゆうみ君	谷合 正明君	竹谷とし子君
梅村みずほ君	音喜多 駿君	北村 経夫君	こやり隆史君	渡辺 猛之君	西田 実仁君	新妻 秀規君
片山 大介君	片山虎之助君	古賀友一郎君	上月 良祐君	青木 愛君	平木 大作君	浜田 昌良君
清水 貴之君	柴田 巧君	佐藤 啓君	佐藤 信秋君	伊藤 孝恵君	宮崎 勝君	三浦 信祐君
鈴木 宗男君	高木かおり君	佐藤 正久君	酒井 庸行君	石川 大我君	安江 伸夫君	矢倉 克夫君
松沢 成文君	室井 邦彦君	清水 真人君	自見はなこ君	磯崎 哲史君	山本 博司君	山口那津男君
柳ヶ瀬裕文君	嘉田由紀子君	島村 大君	進藤金日子君	小沢 雅仁君	山本 香苗君	山本 博司君
浜田 聡君	渡辺 喜美君	末松 信介君	世耕 弘成君	大塚 耕平君	横山 信一君	若松 謙維君
安達 澄君	上田 清司君	高野光二郎君	高階恵美子君	川合 孝典君	浅田 均君	東 徹君
小川 敏夫君	平山佐知子君	高橋はるみ君	高橋 克法君	木戸口英司君	石井 章君	石井 苗子君
反対者氏名	一四名	滝波 宏文君	滝沢 求君	熊谷 裕人君	梅村 聡君	梅村みずほ君
井上 哲士君	伊藤 岳君	柘植 芳文君	武見 敬三君	小西 洋之君	音喜多 駿君	片山 大介君
岩淵 友君	紙 智子君	堂故 茂君	鶴保 庸介君	古賀 之土君	清水 貴之君	鈴木 宗男君
吉良よし子君	倉林 明子君	豊田 俊郎君	徳茂 雅之君	櫻井 充君	高木かおり君	松沢 成文君
小池 晃君	田村 智子君	中西 健治君	中川 雅治君	塩村あやか君	室井 邦彦君	柳ヶ瀬裕文君
大門実紀史君	武田 良介君	中西 祐介君	長峯 誠君	杉尾 秀哉君	井上 哲士君	伊藤 岳君
山下 芳生君	山添 拓君	二之湯 智君	西田 昌司君	田名部匡代君	岩淵 友君	紙 智子君
木村 英子君	船後 靖彦君	野上浩太郎君	野村 哲郎君	徳永 エリ君	吉良よし子君	倉林 明子君
		長谷川 岳君	馬場 成志君	長浜 博行君	小池 晃君	田村 智子君

大門実紀史君 武田 良介君
山下 芳生君 山添 拓君
嘉田由紀子君 浜田 聡君
渡辺 喜美君 安達 澄君
上田 清司君 小川 敏夫君
平山佐知子君

反対者氏名

木村 英子君 二名
船後 靖彦君

日程第三 母子保健法の一部を改正する法律案
(衆議院提出)

賛成者氏名

二二八名

足立 敏之君 阿達 雅志君
青木 一彦君 青山 繁晴君
赤池 誠章君 朝日健太郎君
有村 治子君 石井 準一君
石井 浩郎君 石井 正弘君
石田 昌宏君 磯崎 仁彦君
猪口 邦子君 今井絵理子君
岩井 茂樹君 岩本 剛人君
宇都 隆史君 上野 通子君
江島 潔君 小川 克巳君
尾辻 秀久君 大家 敏志君
大野 泰正君 太田 房江君
岡田 直樹君 岡田 広君
加田 裕之君 片山さつき君
北村 経夫君 こやり隆史君
古賀友一郎君 上月 良祐君
佐藤 啓君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 酒井 庸行君
清水 真人君 自見はなこ君
島村 大君 進藤金日子君
末松 信介君 世耕 弘成君
そのだ修光君 高階恵美子君
高野光二郎君 高橋 克法君
高橋はるみ君 滝沢 求君

滝波 宏文君 武見 敬三君
柘植 芳文君 鶴保 庸介君
堂故 茂君 徳茂 雅之君
豊田 俊郎君 中西 雅治君
中西 健治君 中西 哲君
中西 祐介君 長峯 誠君
二之湯 智君 西田 昌司君
野上浩太郎君 野村 哲郎君
長谷川 岳君 馬場 成志君
橋本 聖子君 林 芳正君
福岡 資麿君 藤井 基之君
藤川 政人君 藤木 眞也君
藤末 健三君 古川 俊治君
堀井 巖君 本田 顕子君
舞立 昇治君 牧野たかお君
松川 るい君 松下 新平君
松村 祥史君 松山 政司君
丸川 珠代君 三浦 靖君
三木 亨君 三原じゅん子君
三宅 伸吾君 水落 敏栄君
宮崎 雅夫君 宮沢 洋一君
宮島 喜文君 宮本 周司君
元榮太一郎君 森屋 宏君
山下 雄平君 山田 修路君
山田 太郎君 山田 俊男君
山田 宏君 山谷えり子君
山本 順三君 吉川ゆうみ君
和田 政宗君 渡辺 猛之君
足立 信也君 青木 愛君
有田 芳生君 伊藤 孝恵君
石垣のりこ君 石川 大我君
石橋 通宏君 磯崎 哲史君
江崎 孝君 小沢 雅仁君
小沼 巧君 大塚 耕平君
勝部 賢志君 川合 孝典君
川田 龍平君 木戸口英司君
岸、真紀子君 熊谷 裕人君

郡司 彰君 小西 洋之君
小林 正夫君 古賀 之士君
斎藤 嘉隆君 櫻井 充君
塩村あやか君 芝 博一君
榛葉賀津也君 須藤 元氣君
杉尾 秀哉君 田島麻衣子君
田名部匡代君 田村 まみ君
徳永 エリ君 那谷屋正義君
長浜 博行君 難波 奨二君
羽田雄一郎君 芳賀 道也君
白 眞勲君 鉢呂 吉雄君
浜口 誠君 眞山 喜史君
福島みずほ君 福山 哲郎君
舟山 康江君 眞山 勇一君
牧山ひろえ君 増子 輝彦君
水岡 俊一君 宮沢 由佳君
森 ゆうこ君 森本 真治君
森屋 隆君 矢田わか子君
柳田 稔君 横沢 高德君
吉川 沙織君 吉田 忠智君
蓮 紡君 秋野 公造君
伊藤 孝江君 石川 博崇君
河野 義博君 熊野 正士君
佐々木さやか君 里見 隆治君
塩田 博昭君 下野 六太君
杉 久武君 高瀬 弘美君
高橋 光男君 竹内 真二君
竹谷とし子君 谷合 正明君
新妻 秀規君 西田 実仁君
浜田 昌良君 平木 大作君
三浦 信祐君 宮崎 勝君
矢倉 克夫君 安江 伸夫君
山口那津男君 山本 香苗君
山本 博司君 横山 信一君
若松 謙維君 浅田 均君
東 徹君 石井 章君
石井 苗子君 梅村 聡君

反対者氏名

○名

日程第四 情報処理の促進に関する法律の一部を
改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二一六名

足立 敏之君 阿達 雅志君
青木 一彦君 青山 繁晴君
赤池 誠章君 朝日健太郎君
有村 治子君 石井 準一君
石井 浩郎君 石井 正弘君
石田 昌宏君 磯崎 仁彦君
猪口 邦子君 今井絵理子君
岩井 茂樹君 岩本 剛人君
宇都 隆史君 上野 通子君
江島 潔君 小川 克巳君
尾辻 秀久君 大家 敏志君
大野 泰正君 太田 房江君
岡田 直樹君 岡田 広君
加田 裕之君 片山さつき君
北村 経夫君 こやり隆史君

梅村みずほ君 音喜多 駿君
片山 大介君 片山虎之助君
清水 貴之君 柴田 巧君
鈴木 宗男君 高木かおり君
松沢 成文君 室井 邦彦君
柳ヶ瀬裕文君 井上 哲士君
伊藤 岳君 岩淵 友君
紙 智子君 吉良よし子君
倉林 明子君 小池 晃君
田村 智子君 大門実紀史君
武田 良介君 山下 芳生君
山添 拓君 木村 英子君
船後 靖彦君 嘉田由紀子君
浜田 聡君 渡辺 喜美君
安達 澄君 上田 清司君
小川 敏夫君 平山佐知子君

古賀友一郎君	上月 良祐君	足立 信也君	青木 愛君	新妻 秀規君	西田 実仁君
佐藤 啓君	佐藤 信秋君	有田 芳生君	伊藤 孝恵君	浜田 昌良君	平木 大作君
佐藤 正久君	酒井 庸行君	石垣のりこ君	石川 大我君	三浦 信祐君	宮崎 勝君
清水 真人君	自見はなこ君	石橋 通宏君	磯崎 哲史君	矢倉 克夫君	安江 伸夫君
島村 大君	進藤金日子君	江崎 孝君	小沢 雅仁君	山口那津男君	山本 香苗君
末松 信介君	世耕 弘成君	小沼 巧君	大塚 耕平君	山本 博司君	横山 信一君
そのだ修光君	高階恵美子君	勝部 賢志君	川合 孝典君	若松 謙維君	浅田 均君
高野光二郎君	高橋 克法君	川田 龍平君	木戸口英司君	東 徹君	石井 章君
高橋はるみ君	滝沢 求君	岸 真紀子君	熊谷 裕人君	石井 苗子君	梅村 聡君
滝波 宏文君	武見 敬三君	郡司 彰君	小西 洋之君	梅村みずほ君	音喜多 駿君
柘植 芳文君	鶴保 庸介君	小林 正夫君	古賀 之土君	片山 大介君	片山虎之助君
堂故 茂君	徳茂 雅之君	斎藤 嘉隆君	櫻井 充君	清水 貴之君	柴田 巧君
豊田 俊郎君	中西 雅治君	塩村あやか君	芝 博一君	鈴木 宗男君	高木かおり君
中西 健治君	中西 哲君	榛葉賀津也君	須藤 元氣君	松沢 成文君	室井 邦彦君
二之湯 智君	長峯 誠君	杉尾 秀哉君	田島麻衣子君	柳ヶ瀬裕文君	木村 英子君
野上浩太郎君	西田 昌司君	田名部匡代君	田村 まみ君	船後 靖彦君	嘉田由紀子君
長谷川 岳君	野村 哲郎君	徳永 エリ君	那谷屋正義君	浜田 聡君	渡辺 喜美君
橋本 聖子君	馬場 成志君	長浜 博行君	難波 奨二君	安達 澄君	上田 清司君
福岡 資鷹君	林 芳正君	羽田雄一郎君	芳賀 道也君	小川 敏夫君	平山佐知子君
藤川 資鷹君	藤井 基之君	白 眞勲君	鉢呂 吉雄君		
藤末 健三君	藤木 眞也君	浜口 誠君	浜野 喜史君		
堀井 巖君	古川 俊治君	福島みずほ君	福山 哲郎君		
堀立 昇治君	本田 顯子君	舟山 康江君	真山 勇一君		
松川 るい君	松山 新平君	牧山ひろえ君	増子 輝彦君		
松村 祥史君	松下 政司君	水岡 俊一君	宮沢 由佳君		
丸川 珠代君	三浦 靖君	森 ゆうこ君	森本 真治君		
三木 亨君	三原じゅん子君	柳田 稔君	矢田わか子君		
三宅 伸吾君	水落 敏栄君	吉川 沙織君	横沢 高德君		
宮崎 雅夫君	宮沢 洋一君	蓮 舫君	吉田 忠智君		
宮島 喜文君	宮本 周司君	伊藤 孝江君	秋野 公造君		
元榮太一郎君	森屋 宏君	河野 義博君	石川 博崇君		
山下 雄平君	山田 修路君	佐々木さやか君	熊野 正士君		
山田 太郎君	山田 俊男君	塩田 博昭君	里見 隆治君		
山田 宏君	山谷えり子君	杉 久武君	下野 六太君		
山本 順三君	古川ゆうみ君	高橋 光男君	高瀬 弘美君		
和田 政宗君	渡辺 猛之君	竹谷とし子君	谷合 正明君		

古賀友一郎君	上月 良祐君	足立 信也君	青木 愛君	新妻 秀規君	西田 実仁君
佐藤 啓君	佐藤 信秋君	有田 芳生君	伊藤 孝恵君	浜田 昌良君	平木 大作君
佐藤 正久君	酒井 庸行君	石垣のりこ君	石川 大我君	三浦 信祐君	宮崎 勝君
清水 真人君	自見はなこ君	石橋 通宏君	磯崎 哲史君	矢倉 克夫君	安江 伸夫君
島村 大君	進藤金日子君	江崎 孝君	小沢 雅仁君	山口那津男君	山本 香苗君
末松 信介君	世耕 弘成君	小沼 巧君	大塚 耕平君	山本 博司君	横山 信一君
そのだ修光君	高階恵美子君	勝部 賢志君	川合 孝典君	若松 謙維君	浅田 均君
高野光二郎君	高橋 克法君	川田 龍平君	木戸口英司君	東 徹君	石井 章君
高橋はるみ君	滝沢 求君	岸 真紀子君	熊谷 裕人君	石井 苗子君	梅村 聡君
滝波 宏文君	武見 敬三君	郡司 彰君	小西 洋之君	梅村みずほ君	音喜多 駿君
柘植 芳文君	鶴保 庸介君	小林 正夫君	古賀 之土君	片山 大介君	片山虎之助君
堂故 茂君	徳茂 雅之君	斎藤 嘉隆君	櫻井 充君	清水 貴之君	柴田 巧君
豊田 俊郎君	中西 雅治君	塩村あやか君	芝 博一君	鈴木 宗男君	高木かおり君
中西 健治君	中西 哲君	榛葉賀津也君	須藤 元氣君	松沢 成文君	室井 邦彦君
二之湯 智君	長峯 誠君	杉尾 秀哉君	田島麻衣子君	柳ヶ瀬裕文君	木村 英子君
野上浩太郎君	西田 昌司君	田名部匡代君	田村 まみ君	船後 靖彦君	嘉田由紀子君
長谷川 岳君	野村 哲郎君	徳永 エリ君	那谷屋正義君	浜田 聡君	渡辺 喜美君
橋本 聖子君	馬場 成志君	長浜 博行君	難波 奨二君	安達 澄君	上田 清司君
福岡 資鷹君	林 芳正君	羽田雄一郎君	芳賀 道也君	小川 敏夫君	平山佐知子君
藤川 資鷹君	藤井 基之君	白 眞勲君	鉢呂 吉雄君		
藤末 健三君	藤木 眞也君	浜口 誠君	浜野 喜史君		
堀井 巖君	古川 俊治君	福島みずほ君	福山 哲郎君		
堀立 昇治君	本田 顯子君	舟山 康江君	真山 勇一君		
松川 るい君	松下 新平君	牧山ひろえ君	増子 輝彦君		
松村 祥史君	松下 政司君	水岡 俊一君	宮沢 由佳君		
丸川 珠代君	三浦 靖君	森 ゆうこ君	森本 真治君		
三木 亨君	三原じゅん子君	柳田 稔君	矢田わか子君		
三宅 伸吾君	水落 敏栄君	吉川 沙織君	横沢 高德君		
宮崎 雅夫君	宮沢 洋一君	蓮 舫君	吉田 忠智君		
宮島 喜文君	宮本 周司君	伊藤 孝江君	秋野 公造君		
元榮太一郎君	森屋 宏君	河野 義博君	石川 博崇君		
山下 雄平君	山田 修路君	佐々木さやか君	熊野 正士君		
山田 太郎君	山田 俊男君	塩田 博昭君	里見 隆治君		
山田 宏君	山谷えり子君	杉 久武君	下野 六太君		
山本 順三君	古川ゆうみ君	高橋 光男君	高瀬 弘美君		
和田 政宗君	渡辺 猛之君	竹谷とし子君	谷合 正明君		

井上 哲士君	伊藤 岳君	一二名
岩渕 友君	紙 智子君	
吉良よし子君	倉林 明子君	
小池 晃君	田村 智子君	
大門実紀史君	武田 良介君	
山下 芳生君	山添 拓君	

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
一〇円	二二円